

## 第4章 鳥取県建築物環境配慮計画制度

### 1 計画書等の作成及び提出

戸建て住宅の建築を行う建築主は、鳥取県建築物環境配慮計画制度、鳥取県地球温暖化対策条例（鳥取県条例第36号）第20条の規定に基づき、鳥取県建築物環境配慮計画書の作成・提出することができます。

#### （1）建築物環境配慮計画書

建築物環境配慮計画書（様式第6号、記載例はP.137参照）は、工事に着手する21日前までに建設地を所管する窓口（所管窓口）に提出してください。

#### （2）建築物環境配慮計画変更届出書

建築物環境配慮計画書を提出した後に次の変更が生じた場合は、変更工事に着手する前に建築物環境配慮計画変更届出書（様式第7号、記載例はP.138参照）を所管窓口へ提出してください。

<届出が必要な変更>

- 建築物の床面積が増加する場合
- 「CASBEEとっとり〔戸建〕」による評価結果に変更が生じる場合

#### （3）建築物工事完了報告書

建築物環境配慮計画書を提出した建築物の工事が完了した場合は、完了後速やかに建築物工事完了報告書（様式第8号、記載例はP.139参照）を提出してください。

#### <所管窓口>

建設地	提出窓口	住所	電話番号
鳥取市	鳥取市都市整備部建築指導課	鳥取市尚徳町116	0857-20-3282
倉吉市	倉吉市建設部景観まちづくり課	倉吉市葵町722	0858-22-8175
米子市	米子市建設部建築指導課	米子市加茂町1丁目1	0859-23-5236
岩美郡・八頭郡	鳥取県東部総合事務所生活環境局 建築住宅課	鳥取市立川町6丁目176	0857-20-3648
東伯郡	鳥取県中部総合事務所生活環境局 建築住宅課	倉吉市東巖城町2	0858-23-3235
境港市・西伯郡 日野郡	鳥取県西部総合事務所生活環境局 建築住宅課	米子市糺町1丁目160	0859-31-9753

### 2 計画書等の様式

建築物環境配慮計画書、環境配慮計画変更届出書、建築物工事完了報告書の様式は、ホームページからダウンロードすることができます。

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課ホームページ  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=126540>

### 3 添付図書

#### (1) 建築物環境配慮計画書

建築物環境配慮計画書には、表 1-1 添付図書一覧の 1 から 7 までの図書を添付してください。

#### (2) 建築物環境配慮計画変更届出書

建築物環境配慮計画変更届出書には、表 1-1 添付図書一覧の 1 から 7 までの図書のうち、変更に係るものを添付してください。

#### (3) 建築物工事完了報告書

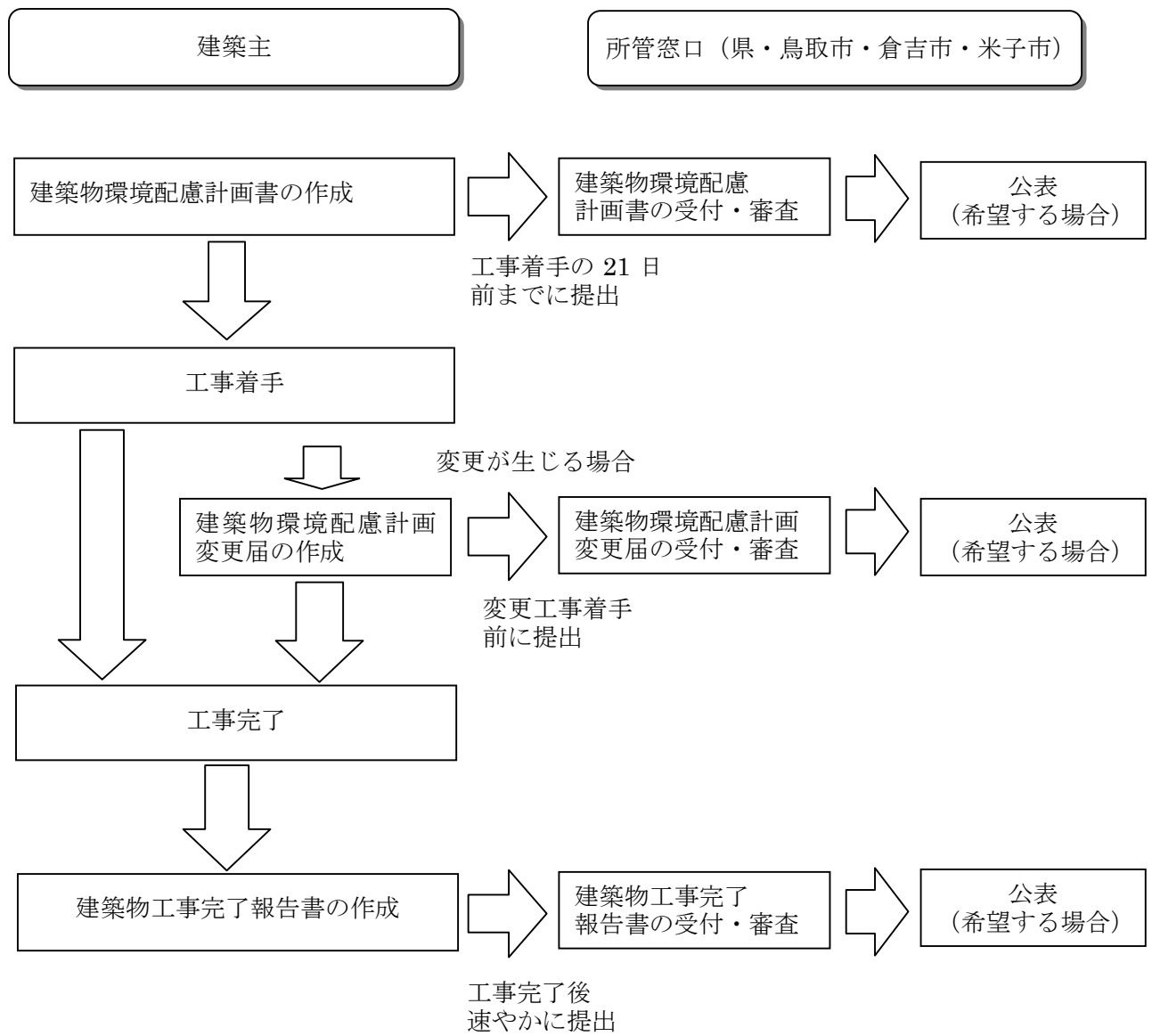
建築物工事完了報告書には、表 1-1 添付図書一覧の全ての図書を添付してください。

表 1-1 添付図書一覧

	添付図書	明示すべき事項
1	配置図	縮尺、方位、隣地境界線、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上げ
2	付近見取図	方位、道路、目標となる地物
3	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、有効採光面積、自然換気面積
4	立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ
5	断面図	縮尺、階高、各階の天井の高さ及び建築物の高さ、壁の断面詳細図
6	エネルギーの使用の合理化に関する法律第 75 条第 1 項に基づく届出書に添付された省エネルギー計画書の写し※	
7	鳥取県建築物環境総合性能評価システム (CASBEE とっとり、もしくは CASBEE とっとり〔戸建〕) による評価結果に係る図書及び電子データ (データ CD) ①メインシート ②評価結果シート ③配慮事項記入シート ④スコアシート ⑤重点項目シート	建築物の名称及び建設地、評価の作成者及び確認者、建築物の用途、敷地面積、建築面積、延床面積、階数、構造、建築物の竣工年月 (予定)、環境効率、環境品質における評価結果及び環境負荷の低減における評価結果、重点項目への取組みにおける評価結果
8	県産材産地証明書	建築物工事完了報告書にのみ添付
9	その他	評価レベル 4 以上の項目及び重点項目について、祭典の根拠資料を求める場合があります。

※ 住宅の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>未満の場合は不要です。

## 4 手続きの流れ



**5 計画書等の公表**

提出された建築物環境配慮計画書、建築物環境配慮計画変更届、建築物工事完了報告書のうち、次の内容をホームページで公表します。

＜公表する内容＞

- 建築物の名称、建設地
- 建築物の用途、延床面積、構造、階数
- CASBEE とっとり評価結果（評価結果シート、スコアシート、重点項目シート）
- 工事完了（予定）日

図 4-1 環境配慮計画書の公表イメージ

番号	計画書受付日	建築物名称	建設地	建物用途	延床面積 構造 階数	環境効率ランク 重点項目評価点	環境配慮事項	経過	工事完了日	備考
1	平成22年4月1日	A 邸	鳥取市〇〇町	その他	150.0 m <sup>2</sup> W 2 階	S 85/100	評価結果シート スコアシート 重点項目シート	工事完了	平成 22 年 9 月 21 日	

＜評価結果シート＞



＜スコアシート＞

項目	評価	スコア	減点	合計
1.1 躯体	優	100	0	100
1.2 設備	優	100	0	100
1.3 環境	優	100	0	100
1.4 計画	優	100	0	100
1.5 運用	優	100	0	100
1.6 評価	優	100	0	100
1.7 運用	優	100	0	100
1.8 評価	優	100	0	100
1.9 運用	優	100	0	100
1.10 評価	優	100	0	100
1.11 運用	優	100	0	100
1.12 評価	優	100	0	100
1.13 運用	優	100	0	100
1.14 評価	優	100	0	100
1.15 運用	優	100	0	100
1.16 評価	優	100	0	100
1.17 運用	優	100	0	100
1.18 評価	優	100	0	100
1.19 運用	優	100	0	100
1.20 評価	優	100	0	100
1.21 運用	優	100	0	100
1.22 評価	優	100	0	100
1.23 運用	優	100	0	100
1.24 評価	優	100	0	100
1.25 運用	優	100	0	100
1.26 評価	優	100	0	100
1.27 運用	優	100	0	100
1.28 評価	優	100	0	100
1.29 運用	優	100	0	100
1.30 評価	優	100	0	100
1.31 運用	優	100	0	100
1.32 評価	優	100	0	100
1.33 運用	優	100	0	100
1.34 評価	優	100	0	100
1.35 運用	優	100	0	100
1.36 評価	優	100	0	100
1.37 運用	優	100	0	100
1.38 評価	優	100	0	100
1.39 運用	優	100	0	100
1.40 評価	優	100	0	100
1.41 運用	優	100	0	100
1.42 評価	優	100	0	100
1.43 運用	優	100	0	100
1.44 評価	優	100	0	100
1.45 運用	優	100	0	100
1.46 評価	優	100	0	100
1.47 運用	優	100	0	100
1.48 評価	優	100	0	100
1.49 運用	優	100	0	100
1.50 評価	優	100	0	100
1.51 運用	優	100	0	100
1.52 評価	優	100	0	100
1.53 運用	優	100	0	100
1.54 評価	優	100	0	100
1.55 運用	優	100	0	100
1.56 評価	優	100	0	100
1.57 運用	優	100	0	100
1.58 評価	優	100	0	100
1.59 運用	優	100	0	100
1.60 評価	優	100	0	100
1.61 運用	優	100	0	100
1.62 評価	優	100	0	100
1.63 運用	優	100	0	100
1.64 評価	優	100	0	100
1.65 運用	優	100	0	100
1.66 評価	優	100	0	100
1.67 運用	優	100	0	100
1.68 評価	優	100	0	100
1.69 運用	優	100	0	100
1.70 評価	優	100	0	100
1.71 運用	優	100	0	100
1.72 評価	優	100	0	100
1.73 運用	優	100	0	100
1.74 評価	優	100	0	100
1.75 運用	優	100	0	100
1.76 評価	優	100	0	100
1.77 運用	優	100	0	100
1.78 評価	優	100	0	100
1.79 運用	優	100	0	100
1.80 評価	優	100	0	100
1.81 運用	優	100	0	100
1.82 評価	優	100	0	100
1.83 運用	優	100	0	100
1.84 評価	優	100	0	100
1.85 運用	優	100	0	100
1.86 評価	優	100	0	100
1.87 運用	優	100	0	100
1.88 評価	優	100	0	100
1.89 運用	優	100	0	100
1.90 評価	優	100	0	100
1.91 運用	優	100	0	100
1.92 評価	優	100	0	100
1.93 運用	優	100	0	100
1.94 評価	優	100	0	100
1.95 運用	優	100	0	100
1.96 評価	優	100	0	100
1.97 運用	優	100	0	100
1.98 評価	優	100	0	100
1.99 運用	優	100	0	100
1.100 評価	優	100	0	100

＜重点項目シート＞

重点項目	評価項目	評価内容	評価結果	減点	
躯体	1.1 躯体	躯体構造の性能が評価基準に適合している。	優	0	
	1.2 設備	設備の性能が評価基準に適合している。	優	0	
	1.3 環境	環境性能が評価基準に適合している。	優	0	
	1.4 計画	計画が評価基準に適合している。	優	0	
	1.5 運用	運用が評価基準に適合している。	優	0	
	1.6 評価	評価が評価基準に適合している。	優	0	
	1.7 運用	運用が評価基準に適合している。	優	0	
	1.8 評価	評価が評価基準に適合している。	優	0	
	1.9 運用	運用が評価基準に適合している。	優	0	
	1.10 評価	評価が評価基準に適合している。	優	0	
設備	2.1 設備	設備の性能が評価基準に適合している。	優	0	
	2.2 設備	設備の性能が評価基準に適合している。	優	0	
	2.3 設備	設備の性能が評価基準に適合している。	優	0	
	2.4 設備	設備の性能が評価基準に適合している。	優	0	
	2.5 設備	設備の性能が評価基準に適合している。	優	0	
	2.6 設備	設備の性能が評価基準に適合している。	優	0	
	2.7 設備	設備の性能が評価基準に適合している。	優	0	
	2.8 設備	設備の性能が評価基準に適合している。	優	0	
	2.9 設備	設備の性能が評価基準に適合している。	優	0	
	2.10 設備	設備の性能が評価基準に適合している。	優	0	
環境	3.1 環境	環境性能が評価基準に適合している。	優	0	
	3.2 環境	環境性能が評価基準に適合している。	優	0	
	3.3 環境	環境性能が評価基準に適合している。	優	0	
	3.4 環境	環境性能が評価基準に適合している。	優	0	
	3.5 環境	環境性能が評価基準に適合している。	優	0	
	3.6 環境	環境性能が評価基準に適合している。	優	0	
	3.7 環境	環境性能が評価基準に適合している。	優	0	
	3.8 環境	環境性能が評価基準に適合している。	優	0	
	3.9 環境	環境性能が評価基準に適合している。	優	0	
	3.10 環境	環境性能が評価基準に適合している。	優	0	
計画	4.1 計画	計画が評価基準に適合している。	優	0	
	4.2 計画	計画が評価基準に適合している。	優	0	
	4.3 計画	計画が評価基準に適合している。	優	0	
	4.4 計画	計画が評価基準に適合している。	優	0	
	4.5 計画	計画が評価基準に適合している。	優	0	
	4.6 計画	計画が評価基準に適合している。	優	0	
	4.7 計画	計画が評価基準に適合している。	優	0	
	4.8 計画	計画が評価基準に適合している。	優	0	
	4.9 計画	計画が評価基準に適合している。	優	0	
	4.10 計画	計画が評価基準に適合している。	優	0	
運用	5.1 運用	運用が評価基準に適合している。	優	0	
	5.2 運用	運用が評価基準に適合している。	優	0	
	5.3 運用	運用が評価基準に適合している。	優	0	
	5.4 運用	運用が評価基準に適合している。	優	0	
	5.5 運用	運用が評価基準に適合している。	優	0	
	5.6 運用	運用が評価基準に適合している。	優	0	
	5.7 運用	運用が評価基準に適合している。	優	0	
	5.8 運用	運用が評価基準に適合している。	優	0	
	5.9 運用	運用が評価基準に適合している。	優	0	
	5.10 運用	運用が評価基準に適合している。	優	0	
評価	6.1 評価	評価が評価基準に適合している。	優	0	
	6.2 評価	評価が評価基準に適合している。	優	0	
	6.3 評価	評価が評価基準に適合している。	優	0	
	6.4 評価	評価が評価基準に適合している。	優	0	
	6.5 評価	評価が評価基準に適合している。	優	0	
	6.6 評価	評価が評価基準に適合している。	優	0	
	6.7 評価	評価が評価基準に適合している。	優	0	
	6.8 評価	評価が評価基準に適合している。	優	0	
	6.9 評価	評価が評価基準に適合している。	優	0	
	6.10 評価	評価が評価基準に適合している。	優	0	
合計					25

## 6 計画書等の記載例

■ 建築物環境配慮計画書の記載例（様式は、P.140）  
様式第6号（第17条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

### 建築物環境配慮計画書

〇〇〇〇 様

住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

届出者（建築主） 氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 印  
（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）

鳥取県地球温暖化対策条例第20条第1項の規定により次のとおり提出します。

1 建築主	氏名 〇〇〇〇 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
2 設計者	資格 （1級）建築士 （国土交通大臣）登録第〇〇〇〇〇号 氏名 〇〇〇〇設計事務所 〇〇 （1級）建築士事務所（〇〇県）登録第〇〇〇号 事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
3 建築物環境配慮計画書作成者	氏名 〇〇〇〇 （CASBEE戸建評価員登録番号：〇〇〇〇）
4 連絡先担当者	氏名 〇〇〇〇 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
5 建築物の名称及び所在地	(1) 名称 〇〇邸 (2) 所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
6 建築物の概要	(1) 工事種別 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 (2) 床面積 届出部分（〇〇〇）㎡ (3) 用途区分 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ） (4) 構造 木造 (5) 高さ及び階数 （〇〇）m 地上（〇）階、地下（〇）階 (6) 工事着工予定年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日 (7) 工事完了予定年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日
7 建築物における温室効果ガスの排出の抑制等のため建築物について行う措置	建築物の温室効果ガス排出の抑制等のために取り組んだ主な内容を記入してください。
8 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果	BEEランク Aランク 重点項目評価点 18点/25点
9 備考	CASBEEとっとり〔戸建〕評価シートに記載してある、『BEE値』と『重点項目における評価の合計点』を記入してください。

## ■ 建築物環境配慮計画変更届出書の記載例（様式は、P. 142）

様式第7号（第17条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

## 建築物環境配慮計画変更届出書

〇〇〇〇 様

住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

届出者（建築主）氏名 〇〇〇〇 印

（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）

鳥取県地球温暖化対策条例第20条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

1 建築主	氏名 〇〇〇〇 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
2 設計者	資格 (1級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第〇〇〇〇〇号 氏名 〇〇〇〇設計事務所 〇〇 (1級) 建築士事務所 (〇〇県) 登録第〇〇〇号 事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
3 建築物環境配慮計画書作成者	氏名 〇〇〇〇 (CASBEE戸建評価員登録番号: 〇〇〇〇)
4 連絡先担当者	氏名 〇〇〇〇 住所 〇〇県〇〇市〇〇 CASBEE 戸建評価員の資格をお持ちの場合は、登録番号を記入してください。
5 建築物の名称及び所在地	(1) 名称 〇〇邸 (2) 所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
6 建築物の概要	(1) 床面積 届出部分 ( 〇〇〇 ) m <sup>2</sup> (2) 高さ及び階数 ( 〇〇 ) m 地上 ( 〇〇 ) 階、地下 ( 〇〇 ) 階 (3) 工事着工予定年月日 〇〇〇〇 年 〇〇月 〇〇日 (4) 工事完了予定年月日 〇〇〇〇 年 〇〇月 〇〇日 床面積と高さ・階数について、変更後のものを記入してください。
7 建築物における温室効果ガスの排出の抑制等のため建築物について行う措置	建築物の温室効果ガス排出の抑制等のために取り組んだ主な内容を記入してください。
8 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果	BEEランク Aランク 重点項目評価点 18点/25点
9 建築物環境配慮計画書受付番号	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
10 変更概要	
11 備考	

■建築物工事完了報告書の記載例（様式は、P.144）

様式第8号（第17条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

建築物工事完了報告書

〇〇〇〇 様

住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地  
届出者（建築主）氏名 〇〇〇〇 印  
（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）

鳥取県地球温暖化対策条例第20条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

1 建築主	氏名 〇〇〇〇 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
2 設計者	資格 （1級）建築士（国土交通大臣）登録第〇〇〇〇〇〇号 氏名 〇〇〇〇設計事務所 〇〇 （1級）建築士事務所（〇〇県）登録第〇〇〇〇号 事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
3 建築物環境配慮計画書作成者	氏名 〇〇〇〇 （CASBEE戸建評価員登録番号：〇〇〇〇）
4 連絡先担当者	氏名 〇〇〇〇 住所 〇〇県〇〇市〇〇
5 建築物の名称及び所在地	（1）名称 〇〇邸 （2）所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
6 建築物環境配慮計画書受付番号	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
7 建築物環境配慮計画変更届出書受付番号	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
8 工事完了年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
9 建築物における温室効果ガスの排出の抑制等のため建築物について行う措置	建築物の温室効果ガス排出の抑制等のために取り組んだ主な内容を記入してください。
10 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果	BEEランク Aランク 重点項目評価点 18点/25点
11 建築物環境配慮計画又は変更届書に係る変更事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 変更概要 該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、変更した内容について記入してください。
12 備考	建築物環境配慮計画書又は変更届出書から変更があった場合は、その概要を記入してください。

## 7 届出様式

様式第6号（第17条関係）

年 月 日

## 建築物環境配慮計画書

職 氏 名 様

届出者（建築主） 住所  
氏名 氏名 印  
（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第1項（第20条第1項）の規定により次のとおり提出します。

1 建築主	氏名 住所
2 設計者	資格 （ ）建築士 （ ）登録第 号 氏名 （ ）建築士事務所 （ ）登録第 号 事務所の所在地
3 建築物環境配慮計画書作成者	氏名
4 連絡先担当者	氏名 住所
5 建築物の名称及び所在地	(1) 名称 (2) 所在地
6 建築物の概要	(1) 工事種別 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 (2) 床面積 届出部分（ ）㎡ (3) 用途区分 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> その他（ ） (4) 構造 (5) 高さ及び階数 （ ）m 地上（ ）階、地下（ ）階 (6) 工事着工予定年月日 年 月 日 (7) 工事完了予定年月日 年 月 日
7 建築物における温室効果ガスの排出の抑制等のため建築物について行う措置	
8 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果	
9 備考	



- 注1 届出は建築物ごとに行ってください。
- 2 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- 3 6の欄の(1)工事種別及び(3)用途区分は、該当する口に「レ」マークを記入してください。
- 4 6の欄の(2)床面積は、届出面積を記入してください。
- 5 7の欄は、当該建築物において、温室効果ガスの排出の抑制等を図るために、特に取り組んだ措置を記入してください。
- 6 本計画書には、次の図書及び書類を添付してください。

種類	明示すべき事項
(1) 配置図	縮尺、方位、隣地境界線、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上げ
(2) 付近見取図	方位、道路、目標となる地物
(3) 各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、有効採光面積、自然換気面積
(4) 立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ
(5) 断面図	縮尺、階高、各階の天井の高さ及び建築物の高さ、壁の断面詳細図
(6) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項に基づく届出書に添付された省エネルギー計画書の写し	
(7) 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果に係る書類一式	建築物の名称及び建設地、評価の作成者及び確認者、建築物の用途、敷地面積、建築面積、延床面積、階数、構造、建築物の竣工年月(予定)、環境効率、環境品質における評価結果及び環境負荷の低減における評価結果、重点項目への取組における評価結果

様式第7号 (第17条関係)

年 月 日

建築物環境配慮計画変更届出書

職 氏 名 様

住所  
 届出者 (建築主) 氏名 印  
 (法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第4項 (第20条第3項) の規定により次のとおり届け出ます。

1 建築主	氏名 住所
2 設計者	資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号 氏名 ( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号 事務所の所在地
3 建築物環境配慮計画書作成者	氏名
4 連絡先担当者	氏名 住所
5 建築物の名称及び所在地	(1) 名称 (2) 所在地
6 建築物の概要	(1) 床面積 届出部分 ( ) m <sup>2</sup> (2) 高さ及び階数 ( ) m 地上 ( ) 階、地下 ( ) 階 (3) 工事着工予定年月日 年 月 日 (4) 工事完了予定年月日 年 月 日
7 建築物における温室効果ガスの排出の抑制等のため建築物について行う措置	
8 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果	
9 建築物環境配慮計画書受付番号	第 号
10 変更概要	
11 備考	

- 注1 届出は建築物ごとに行ってください。
- 2 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- 3 1～6欄について、変更があった事項についてのみ記入してください。
- 4 6の欄の(1)床面積は、変更後の面積を記入してください。
- 6 6の欄の(2)高さ及び階数は、変更後の高さ又は階数を記入してください。
- 7 7の欄は、当該建築物において、温室効果ガスの排出の抑制等を図るために、特に取り組んだ措置を記入してください。
- 8 本届出書には、次の図書及び書類を添付してください。

種類	明示すべき事項
(1) 配置図	縮尺、方位、隣地境界線、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上げ
(2) 付近見取図	方位、道路、目標となる地物
(3) 各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、有効採光面積、自然換気面積
(4) 立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ
(5) 断面図	縮尺、階高、各階の天井の高さ及び建築物の高さ、壁の断面詳細図
(6) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項に基づく届出書に添付された省エネルギー計画書の写し	
(7) 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果に係る書類一式	建築物の名称及び建設地、評価の作成者及び確認者、建築物の用途、敷地面積、建築面積、延床面積、階数、構造、建築物の竣工年月(予定)、環境効率、環境品質における評価結果及び環境負荷の低減における評価結果、重点項目への取組における評価結果

様式第8号 (第17条関係)

年 月 日

建築物工事完了報告書

職 氏 名 様

届出者 (建築主) 住所 氏名 印  
 (法人にあっては名称及びその代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第4項(第20条第3項)の規定により次のとおり届け出ます。

1 建築主	氏名 住所
2 設計者	資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号 氏名 ( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号 事務所の所在地
3 建築物環境配慮計画書作成者	氏名
4 連絡先担当者	氏名 住所
5 建築物の名称及び所在地	(1) 名称 (2) 所在地
6 建築物環境配慮計画書受付番号	第 号
7 建築物環境配慮計画変更届出書 受付番号	第 号
8 工事完了年月日	年 月 日
9 建築物における温室効果ガスの 排出の抑制等のため建築物につい て行う措置	
10 鳥取県建築物環境総合性能評 価システムによる評価結果	
11 建築物環境配慮計画又は変更 届書に係る変更事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 変更概要
12 備考	

CASBEE とっとり [戸建]  
第4章 鳥取県建築物環境配慮計画制度

- 注1 届出は建築物ごとに行ってください。
- 2 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- 3 9の欄は、当該建築物において、温室効果ガスの排出の抑制等を図るために、特に取り組んだ措置を記入してください。
- 4 11の欄は、完了報告書提出時に、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、変更概要を記入してください。
- 5 本報告書には、次の図書及び書類を添付してください。

種類	明示すべき事項
(1) 配置図	縮尺、方位、隣地境界線、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上げ
(2) 付近見取図	方位、道路、目標となる地物
(3) 各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、有効採光面積、自然換気面積
(4) 立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ
(5) 断面図	縮尺、階高、各階の天井の高さ及び建築物の高さ、壁の断面詳細図
(6) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項に基づく届出書に添付された省エネルギー計画書の写し	
(7) 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果に係る書類一式	建築物の名称及び建設地、評価の作成者及び確認者、建築物の用途、敷地面積、建築面積、延床面積、階数、構造、建築物の竣工年月、環境効率、環境品質における評価結果及び環境負荷の低減における評価結果、重点項目への取組における評価結果
(8) 県産材産地証明書	

## 第5章 助成制度

## 各種助成制度

CASBEEとっとり〔戸建〕により、住宅の環境性能を評価し、評価結果が基準を上回ると下記のような優遇措置があります。ただし、制度内容が変更になる場合がありますので、詳しくはそれぞれの実施機関にお問い合わせください。

実施機関	制度名	助成内容	対象住宅
鳥取県 生活環境部 くらしの安心局 住宅政策課	環境にやさしい 木の住まい助成 事業	県産材を活用した 木造住宅を助成す る制度に7万円を 上乘せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CASBEEとっとり〔戸建〕の評価結果がAランク以上</li> <li>・CASBEEとっとり〔戸建〕の重点項目の得点が15点以上</li> <li>・次のうち2種類上の省エネルギー対策(住宅エコポイントを申請する場合は①以外の2つ以上)</li> <li>① 開口部及び外壁・屋根・天井・床の断熱施工</li> <li>② 外壁及び屋根の高遮熱性塗装</li> <li>③ 高効率冷暖房機器等の省エネルギー設備</li> <li>④ 太陽光発電等の自然エネルギー利用設備</li> <li>⑤ その他環境負荷低減の取り組みとして認められるもの</li> </ul>
山陰合同銀行	鳥取県建築物環境配慮計画制度 適合住宅	山陰合同銀行の各種住宅ローンの店頭表示金利より0.1%引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CASBEEとっとり〔戸建〕の評価結果がAランク以上</li> <li>・CASBEEとっとり〔戸建〕の重点項目の得点が15点以上</li> </ul>

# 1. ライフサイクル CO<sub>2</sub>について

## 1.1 ライフサイクル CO<sub>2</sub>とは

住宅の地球環境に対する影響を評価するためには、建設してから解体するまでの住宅の一生(これをライフサイクルと呼ぶ)で評価することが重要である。さらに地球環境に対する影響の中でも、現在最も重要視されているのが地球温暖化問題であり、その影響を計るためには、地球温暖化ガスの代表的な CO<sub>2</sub> がどれくらい排出されるかという総量に換算して比べるのが一般的である。このような CO<sub>2</sub> 排出の量を住宅の一生で足し合わせたものを、住宅の「ライフサイクル CO<sub>2</sub>」と呼んでいる。

住宅のライフサイクルは、建設、居住、更新、解体・処分などに分けられ、その様々な段階で地球温暖化に影響を与えるので、これらをトータルで評価しなければならない。例えば、建設時には、建設現場で使われる建材の製造、現場までの輸送、現場で使う重機などでエネルギーを使う。また、居住時には冷暖房、給湯、調理、照明、家電などでエネルギーを消費し、10 数年に一度行う改修工事においても、新たに追加される建材の製造や除去した建材の処分などにエネルギーを使う。そして、最後の解体時にも解体工事と解体材の処分にエネルギーを使う。こうして使ったエネルギーを、地球温暖化の影響を計るために CO<sub>2</sub> 排出の量に換算し、これら全てを足し合わせたものがライフサイクル CO<sub>2</sub> である<sup>※</sup>。

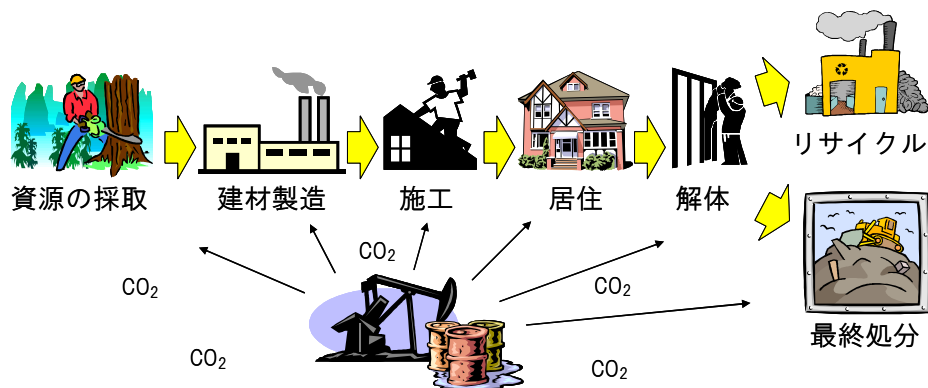


図 6-1 住宅のライフサイクルにおける CO<sub>2</sub> 排出段階

実際に住宅のライフサイクル CO<sub>2</sub> を考えると、短時間で最も大きな影響を与えるのが建設時である。建設時の CO<sub>2</sub> の排出量のほとんどは、建材などの製造エネルギーである。鉄、コンクリートなどは、膨大なエネルギーを使って製造されており、それらの値は輸送や建設に使われるエネルギーよりはるかに大きい。一方で居住時に排出される CO<sub>2</sub> の多くは、毎日使う電気、ガス、上下水道などに起因しており、1 年単位で見ると建設時の CO<sub>2</sub> とは比較にならないくらい小さい。ところが、これをライフサイクルで見ると建設時よりも居住時のほうがはるかに大きくなる。例えば CASBEE-すまい(戸建)の計算方法で参照値として示している 30 年寿命の一般的な住宅であれば、居住時の CO<sub>2</sub> 排出の総量が 7 割程度を占めることになる(図 1-2 参照)。この割合は住宅の寿命が長くなるほど大きくなる。したがって、住宅

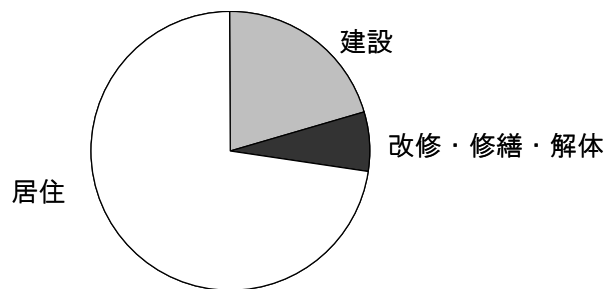


図 6-2 住宅のライフサイクル CO<sub>2</sub> 内訳  
一般的な木造住宅の例(参照値)

のライフサイクル CO<sub>2</sub> を削減するためには、居住時のエネルギー使用量を抑えることがまずは最も重要となる。

ここで、冷暖房エネルギーを削減するために高断熱化をした場合、居住時の CO<sub>2</sub> 排出の量が減ることになるが、建設時の CO<sub>2</sub> 排出の量は断熱材の製造・輸送エネルギーの増分に依じて増加する。高断熱化の地球温暖化対策効果をみるためには、このトレードオフの関係を踏まえて評価する必要がある。このことから、ライフサイクルで評価することが重要となるのである。

ただし、このような住宅のライフサイクル CO<sub>2</sub> を正確に計るのは難しい。建設時では、住宅に使われる膨大な部品、部材の製造エネルギーや輸送、建設工事におけるエネルギーを調べなければならない。また、居住時のエネルギー消費の計算に必要な、将来の暮らし方や設備機器の使い方を事前に決めることは難しいし、建物寿命に至ってはあくまで想定でしかない。

更に、エネルギーを CO<sub>2</sub> 排出量に換算するためには「CO<sub>2</sub> 排出原単位」とよばれる係数(日本の統計データを使って算出されることが多い)を使うことになるが、これにはいくつかの種類が公開されており、計算の目的により、適切に選択する必要がある。また、全ての材料について原単位が揃っているわけではなく、特にリサイクル材や新エネルギーについては一般的に使える原単位はほとんど公開されていない。

このように、正確な値を出すことは難しいが、その住宅が想定される暮らし方で想定される寿命を全うした場合のある値の算出は可能である。CASBEE-すまい(戸建)で示されているライフサイクル CO<sub>2</sub> とは、評価対象住宅で、ある使い方を想定した場合、地球温暖化に対する影響をどこまで抑えられるかという実力を示しているものと考えていただきたい。

※ 民生家庭部門の温室効果ガスのほとんどがエネルギー起源二酸化炭素である。このため、ここではエネルギー起源の二酸化炭素のみを対象に評価することとした。

## 1.2 CASBEE-すまい(戸建)におけるライフサイクル CO<sub>2</sub> 評価の基本的考え方

一般的に住宅のライフサイクル CO<sub>2</sub> を評価する作業は、膨大な時間と手間を必要とする。

建設段階を例にとると、まずは住宅を構成する全ての部材について、材料となる資源の採取、輸送、加工の各段階で使われるエネルギー資源の種類と量を調査し、それぞれに対してエネルギー種別ごとの CO<sub>2</sub> 排出原単位(単位エネルギー消費量あたりの CO<sub>2</sub> 排出量)を乗じた結果を積み上げる作業が必要となる。次に施工段階についても消費エネルギー量に応じた CO<sub>2</sub> 排出量を計算し、前述の結果に加えることになる。このような作業を建設段階以外についても行い、初めてライフサイクル CO<sub>2</sub> を求めることができる。

これら様々な情報の収集や評価条件の設定には、専門的な知識が必要になることもある。また、住宅は一棟ごとに構成部材、立地、住まい方などが異なるため、一棟ごとに評価を行う必要がある。このような作業を設計・施工段階で行うことは、CASBEE-すまい(戸建)の多くのユーザーにとっては非常に困難である。

このため、ここでは次の方法により評価することとする。

- ① CASBEE-すまい(戸建)ユーザーの評価作業にかかる負担をできるだけ軽減するために、ライフサイクル CO<sub>2</sub> のためだけの情報収集や条件設定を必要とせず、CO<sub>2</sub> 排出に特に関係する他の採点項目の結果から自動的に計算される方法で評価する。
- ② これにより評価対象が評価可能でかつ重要な項目に絞られるため、ライフサイクル CO<sub>2</sub> に関する取組みの全てが評価されることにはならないが、すまいでは CO<sub>2</sub> 排出量のおよその値やその削減の効果などをユーザーに知ってもらうことを第1の目的としてライフサイクル CO<sub>2</sub> を表示することとする。



一方で、ライフサイクル CO<sub>2</sub> 評価に精通しているユーザーの中には独自の計算に基づく評価を望むかもしれない。しかし、現状ではすまいのライフサイクル CO<sub>2</sub> 評価の手法は定まっておらず、独自の計算を認めると、前提条件の異なる様々な結果が混在することになり、ライフサイクル CO<sub>2</sub> のみならず、その結果を引用する BEE<sub>H</sub> の信頼性までが損なわれる恐れがある。以上を鑑み、CASBEE-すまい(戸建)では評価方法を原則固定とし、独自の計算は認めないこととする。ただし、居住段階のエネルギー消費に係る CO<sub>2</sub> 排出量の計算については若干の自由度を認める(詳しくは「1.5 標準計算と地域電力別計算(P161)」を参照のこと)。

## 1.3 評価方法

### (1) 全体概要

CASBEE-すまい(戸建)では、すまいのライフサイクルの中でも以下を評価対象とする。

「建設」：新築段階で使う部材の製造・輸送、施工

「修繕・更新・解体」：修繕・更新段階で使う部材の製造・輸送、および解体段階で発生する解体材の処理施設までの輸送

「居住」：居住時のエネルギー・水消費

これら3分類の合計がライフサイクル CO<sub>2</sub> であり、LR<sub>H</sub>3.1 の評価に使われ、更に評価ソフトの「温暖化影響チャート」に棒グラフとして内訳と共に示されることになる。なお、ここに含まれない他の段階(増改築、解体工事、解体材の処理など)については、個別性が高く一般的な条件設定が難しいなどの理由から、ここでは評価しないこととする。また、部材製造工場や事務所などの関連施設の運営や、労働者の通勤などに伴い間接的に排出される CO<sub>2</sub> も評価対象外とする。

### (2) 「建設」「修繕・更新・解体」の CO<sub>2</sub> 排出量

前述のとおり、個別の建物1棟ごとの排出量を求めることが困難なため、ここでは、予め CO<sub>2</sub> 排出量が計算された一般的な住宅(以後、「標準モデル住宅」と呼ぶ)を使って評価を行う。つまり、この評価は、対象住宅そのものではなく、標準モデル住宅に対して対象住宅における取組みを行った場合の CO<sub>2</sub> 排出量を求めることになる。

この評価方法を構築するにあたり、まずは「標準モデル住宅」の「建設」「修繕・更新・解体」段階における CO<sub>2</sub> 排出量を求めた(プラン、仕様などの詳細な情報は「1.4 評価方法に関する補足(P158)」および「2.2 評価のための参考資料(参考資料4)(P175)」に示す)。ここで、CO<sub>2</sub> 排出量は構造により大きく異なることがあるため、この計算は「木造」「鉄骨造」「鉄筋コンクリート造」の代表的な3構造それぞれについて行った<sup>※</sup>。また、この計算を行うにあたり、「建設」「修繕・更新・解体」の CO<sub>2</sub> 排出に関係する次に示す4つの採点項目を Q<sub>H</sub>2 から選び、それぞれ表 6-1 に示す計算条件として使用した。

※ 「木造」は通称「在来木造」と呼ばれる軸組み工法、「鉄骨造」は重量鉄骨によるラーメン構造、「鉄筋コンクリート造」は壁式工法でそれぞれ CO<sub>2</sub> 排出量を計算した。よって、2×4工法、軽量鉄骨造などのこれ以外の工法では結果が異なる場合がある。これら他工法のデータ追加については今後必要に応じて検討するが、当面は最も近い構法(「LR<sub>H</sub>2.1.1 構造躯体」で選択した構法)に当てはめて評価する。

表 6-1 「建設」「修繕・更新・解体」の CO<sub>2</sub> 排出量計算に使う採点項目

Q <sub>H</sub> 2 長く使い続ける	CO <sub>2</sub> 排出量の計算への反映方法
1.1 躯体	建物寿命の設定に使用
1.2 外壁材	外壁材の交換周期の設定に使用
1.3 屋根材、陸屋根	屋根材の交換周期の設定に使用
2.2 維持管理の体制	外壁材、屋根材の交換周期の設定に使用

これ以外の採点項目の中にも CO<sub>2</sub> 削減に有効な取組みが含まれるが(例えば以下)、一般的な条件設定が困難なことから、CO<sub>2</sub> 排出原単位などの評価に必要なデータが整備されていないことから、ここでは評価対象外とする。

- Q<sub>H</sub>3 関連 … 緑化推進、地域産材の利用  
 LR<sub>H</sub>2 関連 … 3R 推進、生産段階、施工段階の取組み  
 LR<sub>H</sub>3 関連 … インフラ負荷抑制、造成段階の取組み

以下に4つの採点項目の評価結果(採点レベル)と、CO<sub>2</sub> 排出量の計算条件の対応を示す。

表 6-2 「Q<sub>H</sub>2.1.1 躯体」の採点結果と CO<sub>2</sub> 計算条件の対応表

レベル	基準	CO <sub>2</sub> 計算の条件
レベル1	(該当するレベルなし)	—
レベル2	(該当するレベルなし)	—
レベル3	日本住宅性能表示基準の「3-1 劣化対策等級(構造躯体等)」における等級1を満たす。	躯体・基礎の寿命30年
レベル4	日本住宅性能表示基準の「3-1 劣化対策等級(構造躯体等)」における等級2を満たす。	躯体・基礎の寿命60年
レベル5	日本住宅性能表示基準の「3-1 劣化対策等級(構造躯体等)」における等級3を満たす。	躯体・基礎の寿命90年

表 6-3 「Q<sub>H</sub>2.1.2 外壁材、Q<sub>H</sub>2.1.3 屋根材、陸屋根」の採点結果と CO<sub>2</sub> 評価条件の対応表

レベル	基準	CO <sub>2</sub> 計算の条件
レベル1	耐用性が12年未満しか期待されない。	交換周期11年
レベル2	12～25年未満の耐用性が期待される。	交換周期18年
レベル3	25～50年未満の耐用性が期待される。	交換周期37年
レベル4	50～100年の耐用性が期待される。	交換周期75年
レベル5	(加点条件をみたせば選択可能)	レベル4と同じ

表 6-4 「Q<sub>H</sub>2.2.2 維持管理の体制」の採点結果と CO<sub>2</sub> 評価条件の対応表

レベル	基準	CO <sub>2</sub> 計算の条件
レベル1	(該当するレベルなし)	—
レベル2	(該当するレベルなし)	—
レベル3	取組みなし。	上の交換周期を減ずる
レベル4	評価する取組み1～3のうち、1つに該当する。	上の交換周期のまま
レベル5	評価する取組み1～3のうち、2つ以上に該当する。	上の交換周期を延ばす

評価する取組み

No.	取組み
1	定期点検及び維持・補修・交換が適正時期に提供できる仕組みがある。
2	住まい手が適切な維持管理を継続するための、情報提供(マニュアルや定期情報誌など)や相談窓口などのサポートの仕組みがある。
3	住宅の基本情報(設計図書、施工記録、仕様部材リスト等)及び建物の維持管理履歴が管理され、何か不具合が生じたときに追跡調査できる。

「Q<sub>H</sub>2.2.2 維持管理の体制」による交換周期の補正年数を下表に示す。

表 6-5 「Q<sub>H</sub>2.2.2 維持管理の体制」による外壁材、屋根材の耐用年数の補正

		Q <sub>H</sub> 2.2.2 維持管理の体制			加減年数
		レベル3	レベル4	レベル5	
Q <sub>H</sub> 2.1.2 Q <sub>H</sub> 2.1.3	レベル1	11年	11年	11年	なし
	レベル2	12年	18年	24年	6年
	レベル3	25年	37年	49年	12年
	レベル4	50年	75年	100年	25年
	レベル5	50年	75年	100年	25年

注釈) レベル1については屋根、外壁の瑕疵担保期間が10年義務化とされていることから、10年以下は設定せず、11年固定とした。

表 6-6～6-11 にそれぞれの条件における計算結果を整理して示す。この表の値が「建設」「修繕・更新・解体」それぞれのCO<sub>2</sub>排出量となる。例えば、木造で、4つの採点項目が全てレベル3であれば、表 6-6、表 6-7 より、「建設」「修繕・更新・解体」のCO<sub>2</sub>排出量はそれぞれ「8.915」「3.023」となる。

このように、構法と4つの採点レベルが決まれば、この表から該当する値を選べばよいため、評価段階では煩雑な作業を一切避けている。

表 6-6 木造の「建設」段階のCO<sub>2</sub>排出量 (単位:kg-CO<sub>2</sub>/年 m<sup>2</sup>)

Q <sub>H</sub> 2.1.1 躯体		
レベル3	レベル4	レベル5
8.915	4.457	2.972

表 6-7 木造の「修繕・更新・解体」のCO<sub>2</sub>排出量 (単位:kg-CO<sub>2</sub>/年 m<sup>2</sup>)

		Q <sub>H</sub> 2.1.1 躯体								
		レベル3			レベル4			レベル5		
		Q <sub>H</sub> 2.2 維持管理の体制			Q <sub>H</sub> 2.2 維持管理の体制			Q <sub>H</sub> 2.2 維持管理の体制		
Q <sub>H</sub> 1.2 外壁	Q <sub>H</sub> 1.3 屋根	レベル 3	レベル 4	レベル 5	レベル 3	レベル 4	レベル 5	レベル 3	レベル 4	レベル 5
レベル 1	レベル 1	5.197	5.197	5.197	7.259	7.259	7.259	8.336	8.336	8.336
	レベル 2	5.197	4.662	4.127	7.259	6.722	6.722	8.336	7.799	7.622
	レベル 3	4.127	4.127	4.127	6.455	6.455	6.187	7.622	7.266	7.266
	レベル 4, 5	4.127	4.127	4.127	6.187	6.187	6.187	7.266	7.087	7.087
レベル 2	レベル 1	5.197	4.645	4.094	7.259	6.707	6.707	8.336	7.785	7.601
	レベル 2	5.197	4.11	3.023	7.259	6.17	6.17	8.336	7.249	6.886
	レベル 3	4.127	3.576	3.023	6.455	5.903	5.635	7.622	6.713	6.528
	レベル 4, 5	4.127	3.576	3.023	6.187	5.635	5.635	7.266	6.535	6.349
レベル 3	レベル 1	4.094	4.094	4.094	6.431	6.431	6.154	7.601	7.232	7.232
	レベル 2	4.094	3.558	3.023	6.431	5.895	5.62	7.601	6.696	6.518
	レベル 3	3.023	3.023	3.023	5.628	5.628	5.084	6.886	6.161	6.161
	レベル 4, 5	3.023	3.023	3.023	5.36	5.36	5.084	6.528	5.983	5.983

レベル 4, 5	レベル 1	4.094	4.094	4.094	6.154	6.154	6.154	7.232	7.048	7.048
	レベル 2	4.094	3.558	3.023	6.154	5.62	5.62	7.232	6.513	6.334
	レベル 3	3.023	3.023	3.023	5.351	5.351	5.084	6.518	5.977	5.977
	レベル 4, 5	3.023	3.023	3.023	5.084	5.084	5.084	6.161	5.799	5.799

※本表で「Q<sub>H</sub>2.1.1 躯体」のレベルが上がるほどCO<sub>2</sub>排出量が増えているのは、躯体寿命が長いほど内外装・設備部材の「更新」の回数が増える、すなわち部材使用量が増えるためである。多くの場合は、「建設」段階を加えたトータルでの排出量は「Q<sub>H</sub>2.1.1 躯体」のレベルが上がるほど小さくなるが、躯体寿命の間に他の部材の交換回数が多すぎる場合は逆転することもある。これは他の構造においても同様である。

表 6-8 鉄骨造の「建設」段階の CO<sub>2</sub> 排出量 (単位:kg-CO<sub>2</sub>/年 m<sup>2</sup>)

Q <sub>H</sub> 2.1.1 躯体		
レベル3	レベル4	レベル5
15.051	7.526	5.018

表 6-9 鉄骨造の「修繕・更新・解体」の CO<sub>2</sub> 排出量 (単位:kg-CO<sub>2</sub>/年 m<sup>2</sup>)

		Q <sub>H</sub> 2.1.1 躯体								
		レベル3			レベル4			レベル5		
		Q <sub>H</sub> 2.2 維持管理の体制			Q <sub>H</sub> 2.2 維持管理の体制			Q <sub>H</sub> 2.2 維持管理の体制		
Q <sub>H</sub> 1.2 外壁	Q <sub>H</sub> 1.3 屋根	レベル 3	レベル 4	レベル 5	レベル 3	レベル 4	レベル 5	レベル 3	レベル 4	レベル 5
レベル 1	レベル 1	5.133	5.133	5.133	7.489	7.489	7.489	8.678	8.678	8.678
	レベル 2	5.133	4.581	4.03	7.489	6.938	6.938	8.678	8.127	7.944
	レベル 3	4.03	4.03	4.03	6.662	6.662	6.387	7.944	7.576	7.576
	レベル 4, 5	4.03	4.03	4.03	6.387	6.387	6.387	7.576	7.392	7.392
レベル 2	レベル 1	5.133	4.542	3.952	7.489	6.899	6.899	8.678	8.088	7.892
	レベル 2	5.133	3.99	2.847	7.489	6.347	6.347	8.678	7.535	7.155
	レベル 3	4.03	3.44	2.847	6.662	6.07	5.796	7.944	6.984	6.788
	レベル 4, 5	4.03	3.44	2.847	6.387	5.796	5.796	7.576	6.802	6.604
レベル 3	レベル 1	3.952	3.952	3.952	6.603	6.603	6.308	7.892	7.496	7.496
	レベル 2	3.952	3.398	2.847	6.603	6.052	5.757	7.892	6.944	6.761
	レベル 3	2.847	2.847	2.847	5.776	5.776	5.205	7.155	6.393	6.393
	レベル 4, 5	2.847	2.847	2.847	5.501	5.501	5.205	6.788	6.211	6.211
レベル 4, 5	レベル 1	3.952	3.952	3.952	6.308	6.308	6.308	7.496	7.299	7.299
	レベル 2	3.952	3.398	2.847	6.308	5.757	5.757	7.496	6.747	6.564
	レベル 3	2.847	2.847	2.847	5.48	5.48	5.205	6.761	6.197	6.197
	レベル 4, 5	2.847	2.847	2.847	5.205	5.205	5.205	6.393	6.013	6.058

表 6-10 鉄筋コンクリート造の「建設」段階の CO<sub>2</sub> 排出量 (単位:kg-CO<sub>2</sub>/年 m<sup>2</sup>)

Q <sub>H</sub> 2.1.1 躯体		
レベル3	レベル4	レベル5
16.831	8.415	5.611

表 6-11 鉄筋コンクリート造の「修繕・更新・解体」の CO<sub>2</sub> 排出量 (単位:kg-CO<sub>2</sub>/年 m<sup>2</sup>)

	Q <sub>H</sub> 2.1.1 躯体								
	レベル3			レベル4			レベル5		
	Q <sub>H</sub> 2.2 維持管理の体制			Q <sub>H</sub> 2.2 維持管理の体制			Q <sub>H</sub> 2.2 維持管理の体制		
Q <sub>H</sub> 1.3 屋根	レベル3	レベル4	レベル5	レベル3	レベル4	レベル5	レベル3	レベル4	レベル5
レベル1	3.267	3.267	3.267	5.117	5.117	5.117	5.777	5.777	5.777
レベル2	3.267	3.199	3.132	5.117	5.051	5.051	5.777	5.71	5.686
レベル3	3.132	3.132	3.132	5.016	5.016	4.983	5.686	5.644	5.644
レベル4, 5	3.132	3.132	3.132	4.983	4.983	4.983	5.644	5.622	5.622

### (3) 「居住」の CO<sub>2</sub> 排出量

まず省エネルギー地域区分ごとに、一般的な家庭における用途別(暖房、冷房、給湯、照明、家電、調理、換気)のエネルギー消費、および水消費に係る CO<sub>2</sub> 排出量を表 6-12 のように設定しておき(これを「計算のための基準値」と呼ぶ)、評価対象建物における取組みに応じて用途ごとの CO<sub>2</sub> 排出量を増減させて計算する。

なお、この増減の計算を行うにあたり、「居住」の CO<sub>2</sub> 排出量に関係する表 6-13 に示す13の採点項目を LR<sub>H</sub>1 の中から選び、計算条件として使用した。

表 6-12 計算のための基準値 (単位:kg-CO<sub>2</sub>/年 m<sup>2</sup>)

地域区分	暖房	冷房	給湯	照明	家電	調理	換気	水
I	12.75	0.00	8.94	3.76	7.57	1.28	1.87	1.33
II	8.66	0.04	10.77	3.76	7.86	1.33	1.95	1.38
III	6.64	0.28	10.84	3.76	8.30	1.41	2.06	1.46
IV	3.61	0.85	10.43	3.76	8.34	1.41	2.06	1.46
V	2.39	0.86	8.26	3.76	8.01	1.36	1.98	1.41
VI	0.00	2.20	6.11	3.76	7.86	1.33	1.95	1.38

表 6-13 「居住」の CO<sub>2</sub> 排出量計算に使う採点項目

LR <sub>H</sub> 1 エネルギーと水を大切に使う	CO <sub>2</sub> 排出量の計算への反映方法
1.1 建物の熱負荷抑制	暖房の省エネ度合いの設定に使用
1.2 自然エネルギー利用	暖冷房の省エネ度合いの設定に使用
2.1.1 暖房設備	暖房の省エネ度合いの設定に使用
2.1.2 冷房設備	冷房の省エネ度合いの設定に使用
2.2.1 給湯機器	給湯の省エネ度合いの設定に使用
2.2.2 浴槽の断熱	給湯の省エネ度合いの設定に使用
2.2.3 給湯配管	給湯の省エネ度合いの設定に使用
2.3 照明・家電・厨房機器	照明その他の省エネ度合いの設定に使用

2.4 換気設備	換気の省エネ度合いの設定に使用
2.5.1 家庭用コージェネレーションシステム	暖房・給湯の省エネ度合いの設定に使用
2.5.2 太陽光発電システム	暖冷房、給湯、照明その他、換気の全ての省エネ度合いの設定に使用
3.1 節水型設備	節水度合いの設定に使用
3.2 節水の利用	節水度合いの設定に使用

以下に用途ごとの CO<sub>2</sub> 排出量の計算方法を示す。

### ① 暖房

暖房用途に関係する3つの採点項目の評価レベルにより消費率を求め、基準値に乗じることで求める。  
なお、「LR<sub>H</sub>1.2.5.1 家庭用コージェネレーションシステム」がレベル4以上の評価の場合、「LR<sub>H</sub>1.2.1.1 暖房設備」はレベル5として CO<sub>2</sub> 排出量を計算する※。

$$\text{暖房用途の CO}_2 \text{ 排出量} = \text{LR}_{H1.1.1} \text{ の消費率} \times \text{LR}_{H1.1.2} \text{ の消費率} \\ \times \text{LR}_{H2.1.1.1} \text{ の消費率} \times \text{暖房用途の基準値}$$

表 6-14 採点レベルと消費率の関係

	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
LR <sub>H</sub> 1.1.1 建物の熱負荷抑制	150	125	100	-	69
LR <sub>H</sub> 1.1.2 自然エネルギー利用	(100-暖房エネルギー削減率)				
LR <sub>H</sub> 1.2.1.1 暖房設備	125	-	100	-	75

※ エコウィル(家庭用コージェネレーションシステム)は、ガス燃焼による発電と熱回収を行うシステムで、仮想閉空間の内部で完結するシステムである。このためエコウィル使用による CO<sub>2</sub> の評価のためには、使用するガスによる CO<sub>2</sub> 排出量と、発電する電力量により削減される CO<sub>2</sub> 排出量、排熱回収により削減される給湯・暖房の CO<sub>2</sub> 排出量を同時に考慮する必要がある。ただし、現時点ではその評価に必要な基礎データ公開が十分でなく、評価方法も定まっていない。そこで暫定的に発電による排熱回収分を考慮して給湯・暖房をそれぞれレベル5相当とみなし CO<sub>2</sub> 排出量を算出することとする。

※ 採点項目「LR<sub>H</sub>1.1.2 自然エネルギー利用」では、レベル3およびレベル4の採点基準において、暖房あるいは冷房、いずれか一方に対するエネルギー削減にて評価しているが、CO<sub>2</sub> 排出量の算出においては、暖房、冷房それぞれに対する削減効果を区別して算出することとした。評価ソフトもこれに従い、暖房、冷房別に削減率を選択入力する形となっている。ただし、参照値における CO<sub>2</sub> 排出量の算出においては、便宜上、暖房、冷房双方にエネルギー削減効果を按分し、ともに消費率95を用いることとする。

### ② 冷房

冷房用途に関係する2つの採点項目の評価レベルにより消費率を求め、基準値に乗じることで求める。  
冷房用途の CO<sub>2</sub> 排出量 = LR<sub>H</sub>1.1.2 の消費率 × LR<sub>H</sub>2.1.2 の消費率 × 冷房用途の基準値

表 6-15 採点レベルと消費率の関係

	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
LR <sub>H</sub> 1.1.2 自然エネルギー利用	(100-冷房エネルギー削減率)				
LR <sub>H</sub> 1.2.1.2 冷房設備	125	-	100	-	75

③ 給湯

給湯用途に関係する3つの採点項目の評価レベルにより消費率を求め、基準値に乗じて求める。  
なお、「LR<sub>H</sub>1.2.5.1 家庭用コージェネレーションシステム」がレベル4以上の評価の場合、「LR<sub>H</sub>1.2.2.1 給湯機器」はレベル5としてCO<sub>2</sub>排出量を計算する。

$$\text{給湯用途のCO}_2\text{排出量} = \text{LR}_{\text{H}}1.2.2.1\text{の消費率} \times \text{LR}_{\text{H}}1.2.2.2\text{の消費率} \\ \times \text{LR}_{\text{H}}1.2.2.3\text{の消費率} \times \text{給湯用途の基準値}$$

表 6-16 採点レベルと消費率の関係

	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
LR <sub>H</sub> 1.2.2.1 給湯機器	-	117	100	83	71
LR <sub>H</sub> 1.2.2.2 浴槽の断熱	105	-	100	-	95
LR <sub>H</sub> 1.2.2.3 給湯配管	-	111	100	94	89

④ 照明、家電、厨房

照明、家電、厨房用途に関係する1つの採点項目の評価レベルにより消費率を求め、基準値に乗じて求める。

$$\text{照明、家電、厨房用途のCO}_2\text{排出量} = \text{LR}_{\text{H}}1.2.3\text{の消費率} \times (\text{照明用途の基準値} \\ + \text{家電用途の基準値} + \text{厨房用途の基準値})$$

表 6-17 採点レベルと消費率の関係

	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
LR <sub>H</sub> 1.2.3 照明・家電・厨房機器	125	-	100	88	75

⑤ 換気

換気用途に関係する1つの採点項目の評価レベルにより消費率を求め、基準値に乗じて求める。

$$\text{換気用途のCO}_2\text{排出量} = \text{LR}_{\text{H}}1.2.4\text{の消費率} \times \text{換気用途の基準値}$$

表 6-18 採点レベルと消費率の関係

	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
LR <sub>H</sub> 1.2.4 換気設備	-	-	100	70	40

⑥ 水消費

水消費に関係する2つの採点項目の評価レベルにより消費率を求め、基準値に乗じて求める。

$$\text{水消費のCO}_2\text{排出量} = \text{LR}_{\text{H}}1.3.1\text{の消費率} \times \text{LR}_{\text{H}}1.3.2\text{の消費率} \times \text{水の基準値}$$

表 6-19 採点レベルと消費率の関係

	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
LR <sub>H</sub> 1.3.1 節水型設備	115	-	100	85	70
LR <sub>H</sub> 1.3.2 雨水の利用	-	-	100	99	90

⑦ 太陽光発電システム

上記①から⑤までで求められた CO<sub>2</sub> 排出量の合計値に、「LR<sub>H</sub>1.2.5.2 太陽光発電システム」で求めた省エネルギー率 k を乗じた量が削減されるものとして計算する。

$$\text{太陽光発電による CO}_2 \text{削減量} = \text{①から⑤までの CO}_2 \text{排出量の合計} \times \text{省エネルギー率}k$$

以上から、「居住」段階の CO<sub>2</sub> 排出量は次の式で計算される。

$$\begin{aligned} \text{「居住」段階の CO}_2 \text{排出量} = & (\text{暖房用途の CO}_2 \text{排出量} + \text{冷房用途の CO}_2 \text{排出量} \\ & + \text{給湯用途の CO}_2 \text{排出量} + \text{照明、家電、厨房用途の CO}_2 \text{排出量} \\ & + \text{換気用途の CO}_2 \text{排出量}) \times (1 - k) \\ & + \text{水消費の CO}_2 \text{排出量} \end{aligned}$$

ただし、 $k \geq 1$  の場合は、次の式で計算される。

$$\text{「居住」段階の CO}_2 \text{排出量} = \text{水使用の CO}_2 \text{排出量}$$

(4) ライフサイクル CO<sub>2</sub> 排出量とスコアへの換算方法

(2)で求めた「建設」「修繕・更新・解体」の CO<sub>2</sub> 排出量と、(3)で求めた「居住」の CO<sub>2</sub> 排出量の合計値が、評価対象建物のライフサイクル CO<sub>2</sub> 排出量となる。一方、表 3.5 と表 3.17 に示される17の採点項目全てをレベル3として計算した結果が、一般的な住宅のライフサイクル CO<sub>2</sub> 排出量(「参照値」と呼ぶ)となる。

「LR<sub>H</sub>3.1 地球温暖化への配慮」の評価は、この参照値と評価対象建物の排出量の比(「排出率」と呼ぶ)の大きさを評価する。このとき、表 6-20 に示すとおり排出率が 100%であればレベル3、75%以下であればレベル5、125%以上であればレベル1となる。また、以上を式で示すと次式となる。

$$\begin{aligned} \text{排出率} &= \text{評価対象建物の排出量} / \text{参照値} \\ \text{LR}_{H3.1} \text{のレベル} &= -0.08 \times \text{排出率} + 11 \end{aligned}$$

表 6-20 「LR<sub>H</sub>3.1 地球温暖化への配慮」の評価レベル

レベル	基準
レベル1 }	本採点項目のレベルはライフサイクル CO <sub>2</sub> の排出率を1～5に換算した値(小数第1位まで)で表される。なお、レベル1、3、5は以下の排出率で定義される。 レベル1 : ライフサイクル CO <sub>2</sub> 排出率が、一般的な住宅(参照値)に対して125%以上 レベル3 : ライフサイクル CO <sub>2</sub> 排出率が、一般的な住宅(参照値)と同等 レベル5 : ライフサイクル CO <sub>2</sub> 排出率が、一般的な住宅(参照値)に対して75%以下
レベル5	

なお、LR<sub>H</sub>3.1 のレベルはそのままの値でスコア SLR<sub>H</sub>3.1 となる。



### (5) 評価ソフトの「CO2 計算」「CO2 データ」シート

以上の計算過程は、評価ソフトの「CO2 計算」シートで確認することができる。シートは「ライフサイクル CO2 計算シート(標準計算用)」と「ライフサイクル CO2 計算シート(地域電力別計算用)」に分かれている。以下に、「ライフサイクル CO2 計算シート(標準計算用)」の内容を概説する。

#### 1. 建設に係る CO<sub>2</sub> 排出量

図 3.7 に画面例を示す。図の左側には「建設」に係る採点項目が示され、図の中心に各レベルに応じた CO<sub>2</sub> 排出量の一覧が、図の右側に「評価対象」と「参照値」それぞれの「採点結果」と「CO<sub>2</sub> 排出量」が示される。CO<sub>2</sub> 排出量の一覧は、「評価対象」の各採点項目のレベルに応じて、「CO2 データ」シートのデータベースより自動的に抽出される。

この例では、「Q<sub>H</sub>2.1.1 躯体」が木質系のレベル5(「構造の比率」は採点シートの「Q<sub>H</sub>2.1.1 躯体」における入力値が自動的に設定される。本例は「木質系」の単構造。)、 「Q<sub>H</sub>2.1.2 外壁材」と「Q<sub>H</sub>2.1.3 屋根材、陸屋根」がともにレベル4、「Q<sub>H</sub>2.2.2 維持管理の体制」がレベル5である。この組合せに応じた「評価対象」の CO<sub>2</sub> 排出量は 2.97kg-CO<sub>2</sub>/年 m<sup>2</sup>となる。一方、「参照値」は全てレベル3であり、このときの本質系の CO<sub>2</sub> 排出量は 8.92kg-CO<sub>2</sub>/年 m<sup>2</sup>となる。

11. 建設に係るCO <sub>2</sub> 排出量				kg-CO <sub>2</sub> /年m <sup>2</sup>				kg-CO <sub>2</sub> /年m <sup>2</sup>		
1-1. 評価結果のCO <sub>2</sub> 排出量への置き換え				評価対象				参照値		
Q <sub>H</sub> 2	長く使い続ける		構造の比率	レベル3	レベル4	レベル5	採点結果	CO <sub>2</sub> 排出量	採点結果	CO <sub>2</sub> 排出量
1	1.1 躯体	木質系	1	8.92	4.46	2.97	5.0	2.97	3.0	8.92
		鉄骨系	0	8.92	4.46	2.97	5.0	2.97	3.0	15.05
		コンクリート系	0	8.92	4.46	2.97	5.0	2.97	3.0	16.83
1.2	外壁材						4.0		3.0	
								4.0	3.0	
2	2.2 維持管理の体制						5.0		3.0	
								2.97		8.92
1-2. 合計の計算										

図 6-3 「CO2 計算」シートの「建設に係る CO<sub>2</sub> 排出量」画面例

#### 2. 修繕・更新・解体に係る CO<sub>2</sub> 排出量

画面の構成は「建設」と同じである。、「Q<sub>H</sub>2.1.1 躯体」が木質系のレベル5、「Q<sub>H</sub>2.1.2 外壁材」と「Q<sub>H</sub>2.1.3 屋根材、陸屋根」がともにレベル4、「Q<sub>H</sub>2.2.2 維持管理の体制」がレベル5の組み合わせの CO<sub>2</sub> 排出量がデータベースより選ばれる。本例では「評価対象」は 5.80kg-CO<sub>2</sub>/年 m<sup>2</sup>、「参照値」は 3.02kg-CO<sub>2</sub>/年 m<sup>2</sup>となる。

2. 修繕・更新・解体に係るCO <sub>2</sub> 排出量				kg-CO <sub>2</sub> /年m <sup>2</sup>				kg-CO <sub>2</sub> /年m <sup>2</sup>		
2-1. 評価結果のCO <sub>2</sub> 排出量への置き換え				評価対象				参照値		
Q <sub>H</sub> 2	長く使い続ける		構造の比率	レベル3	レベル4	レベル5	採点結果	CO <sub>2</sub> 排出量	採点結果	CO <sub>2</sub> 排出量
1	1.1 躯体	木質系	1	3.02	5.08	5.80	5.0	5.80	3.0	3.02
		鉄骨系	0	2.85	5.21	6.06	5.0	6.06	3.0	2.85
		コンクリート系	0	3.13	4.98	5.62	5.0	5.62	3.0	3.13
2-2. 合計の計算										

図 6-4 「CO2 計算」シートの「修繕・更新・解体に係る CO<sub>2</sub> 排出量」画面例

#### 3. 居住時のエネルギーに係る CO<sub>2</sub> 排出量

図 6-5 に画面例を示す。まず、「3-1.評価結果の消費率への置き換え」では、関連する採点項目のレベルを消費率に置き換えた結果が示される。次に「3-2.用途毎の消費率への置き換え、および CO<sub>2</sub> 排出量の計算」で、用途別の消費率と CO<sub>2</sub> 排出量の計算結果が示される。最後に「3-3.合計の計算」で全用途の CO<sub>2</sub> 排出量を合計し、太陽光発電分を調整した結果が、居住時のエネルギーに係る CO<sub>2</sub> 排出量として示される。

#### 4. ライフサイクル CO<sub>2</sub> の計算

以上で計算された「建設」「修繕・更新・解体」「居住時」の CO<sub>2</sub> 排出量を、「評価対象」「参照値」それぞれで合計した結果をライフサイクル CO<sub>2</sub> として示す。この欄に示される結果から「LR<sub>H</sub>3.1 地球温暖化への配慮」が評価され、また「結果」シートの温暖化影響チャートが示される。

3. 居住時のエネルギーに係るCO<sub>2</sub>排出量  
3-1. 評価結果の消費率への置き換え  
LR<sub>H</sub> すまいるの環境負荷低減性  
LR<sub>H</sub> エネルギーと水を大切に使う

	レベル					評価対象		参照値	
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5	採点結果	消費率	採点結果	消費率
1 建物の工夫で省エネ									
1.1 建物の熱負荷抑制	120%	100%	80%	-	55%	3.0	80%	3.0	80%
1.2 自然エネルギー利用								3.0	95%
暖房エネルギーの削減						10%	90%		
冷房エネルギーの削減						0%	100%		
2 設備の性能で省エネ									
2.1 暖冷房設備									
1 暖房設備	100%	-	80%	-	60%	3.0	80%	3.0	80%
2 冷房設備	100%	-	80%	-	60%	3.0	80%	3.0	80%
2.2 給湯設備									
1 給湯機器	-	140%	120%	100%	85%	3.0	120%	3.0	120%
2 浴槽の断熱	100%	-	95%	-	90%	3.0	95%	3.0	95%
3 給湯配管	-	100%	90%	85%	80%	4.0	85%	3.0	90%
2.3 照明・家電・厨房機器	100%	-	80%	70%	60%	4.0	70%	3.0	80%
2.4 換気設備	-	-	100%	70%	40%	3.0	100%	3.0	100%
2.5 エネルギー利用効率化設備									
2 太陽光発電システム						0.1		0.0	
3 水の節約									
3.1 節水型設備	115%	-	100%	85%	70%	4.0	85%	3.0	100%
3.2 雨水の利用	-	-	100%	95%	90%	3.0	100%	3.0	100%

3-2. 用途毎の消費率への置き換え、およびCO<sub>2</sub>排出量の計算

用途	式	基準値	kg-CO <sub>2</sub> /年m <sup>2</sup>	
			用途別消費率	CO <sub>2</sub> 換算値
暖房	建物の熱負荷抑制×自然エネルギー利用×暖房設備	5.63	58%	3.24
冷房	自然エネルギー利用×冷房設備	1.06	80%	0.85
給湯	給湯機器×浴槽の断熱×給湯配管	9.87	97%	9.57
照明	照明・家電・厨房機器	4.71	70%	3.29
家電	照明・家電・厨房機器	10.42	70%	7.30
調理	照明・家電・厨房機器	1.77	70%	1.24
換気	換気設備	2.06	100%	2.06
節水	節水型設備×雨水の利用	1.46	85%	1.25

3-3. 合計の計算

項目	kg-CO <sub>2</sub> /年m <sup>2</sup>	kg-CO <sub>2</sub> /年m <sup>2</sup>	kg-CO <sub>2</sub> /年m <sup>2</sup>
合計 (Σ(用途別基準値×用途別削減率))	36.99	28.80	31.41
太陽光発電システムでの削減量 (基準値合計×削減率)		3.70	0.00
総計 (合計-太陽光発電)		25.10	31.41

4. ライフサイクルCO<sub>2</sub>の計算(標準計算)

	評価対象	参照値
建設	2.97	8.92
修繕・更新・解体	5.60	3.02
居住	25.10	31.41
合計	33.67	43.34

図 6-5 「CO<sub>2</sub> 計算」シートの「居住時のエネルギーに係る CO<sub>2</sub> 排出量」  
「ライフサイクル CO<sub>2</sub> の計算」の画面例

### 1.4 評価方法に関する補足

#### (1) 「建設」「修繕・更新・解体」の計算条件

「建設」「修繕・更新・解体」の CO<sub>2</sub> 排出量計算に用いた「標準モデル住宅」、および計算条件を示す。

##### ① 「建設」の計算方法

「標準モデル住宅」のプランは日本建築学会の標準問題モデルとした。図 2.6 に平面図を示す。このプランを、木造(在来木造)、鉄骨造(重量鉄骨造)、鉄筋コンクリート造(壁式工法)、それぞれについて現在一般的に使われる仕様を設定し、部材拾いを行った。詳しい図面、仕様については「2.2 (参考資料4)(P175)」に示す。

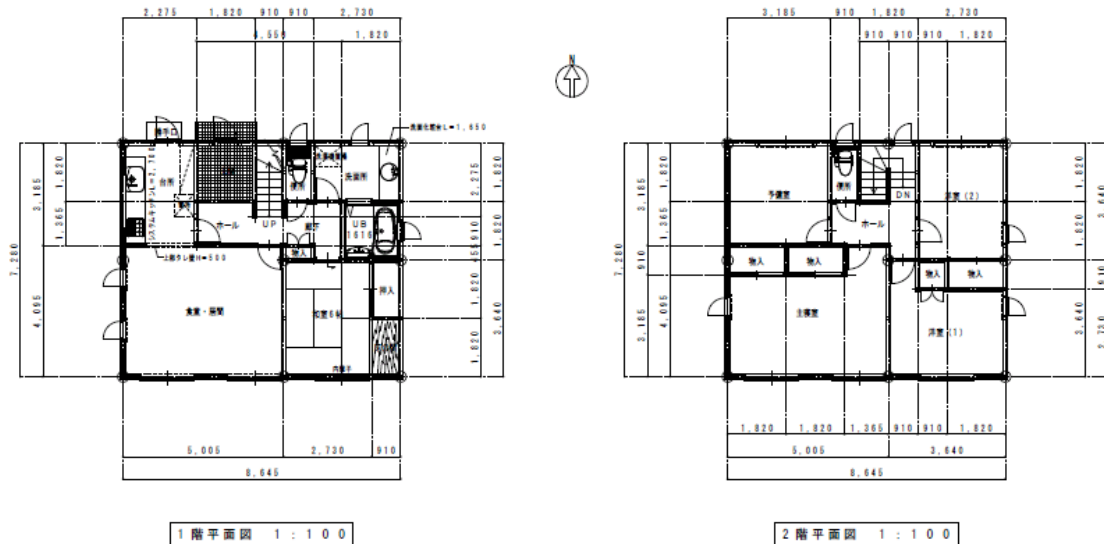


図 6-6 標準モデル住宅のプラン

次に全構成部材について重量を調査し、日本建築学会公表の 1995 年産業連関分析に基づく CO<sub>2</sub> 排出原単位(国内消費支出分のみ)を用いて CO<sub>2</sub> 排出量に換算した。これを全て積算した値に、同じく日本建築学会公表の 1995 年建設部門分析用産業連関表を利用した工事分倍率を用いて施工段階の CO<sub>2</sub> 排出量を加算し、年・床面積あたりの値に換算した結果が、「建設」段階の CO<sub>2</sub> 排出量となる※。

※CASBEE-すまい(戸建)では CO<sub>2</sub> の単位として、ライフサイクルの総量ではなく、年・床面積あたりの排出量 (kg-CO<sub>2</sub>/年 m<sup>2</sup>)を用いている。まず、床面積あたりとした理由は、評価対象住宅とは床面積が異なるモデル住宅で計算を行っているためである。床面積あたりに換算することで規模の影響をできるだけ排除した。また、年あたりとした理由は、寿命が異なる建物を比較するとき、ライフサイクルの総量では建物寿命が長いほど部材交換回数が増え、この結果 CO<sub>2</sub> 排出量が増えることを防ぐためである(参照値は30年寿命で計算される)。

## ② 「修繕」の計算方法

ほぼ全ての部材の修繕率を1%/年と設定した。これは、部材製造に係る CO<sub>2</sub> 排出量の1%が「修繕」に係る分として毎年排出されることを意味する。全ての部材についてそれぞれの製造段階の CO<sub>2</sub> 排出量に修繕率を乗じた値を積算し、床面積あたりの値に換算した結果が「修繕」段階の CO<sub>2</sub> 排出量となる。

## ③ 「更新」の計算方法

各部材の耐用年数を設定し(外壁材・屋根材は Q<sub>H2</sub> の採点レベルに応じた年数、その他は、概ね、外装材・内装下地材・設備が 30 年、内装仕上材が 15 年)、建物寿命を 30 年、60 年、90 年とした場合の、それぞれの部材交換周期を求めた。これを元に、それぞれの建物寿命内における全ての交換部材分の CO<sub>2</sub> 排出量を積算し、年・床面積あたりの値に換算した結果が「更新」段階の CO<sub>2</sub> 排出量となる。

## ④ 「解体」の計算方法

全構成部材が解体材として発生し、処理施設まで 4tトラックで 30km輸送されると想定したときの燃料消費に伴う CO<sub>2</sub> 排出量を計算し、年・床面積あたりの値に換算した結果が「解体」段階の CO<sub>2</sub> 排出量となる。

## (2) 「居住」の計算条件

「居住」の CO<sub>2</sub> 排出量計算の基本的な部分は「自立循環型住宅への設計ガイドライン」(IBEC)(以下、「自立ガイドライン」と呼ぶ)に準じた。自立ガイドラインにはIV地域における標準的な住宅の用途別 CO<sub>2</sub> 排出量が示されており、これを表 3.16 に示す「各用途ごとの CO<sub>2</sub> 排出量の基準値」のIV地域の値として設定した。IV地域以外については、NEDO 技術開発機構が公開している「住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業における一次エネルギー消費量算出条件(H18 年度)」の戸建住宅の地域・用途別エネルギー消費量(「LR<sub>H</sub>1.2.5.2 太陽光発電システム」の表 2.6 参照)の比率に応じて、前出のIV地域の CO<sub>2</sub> 排出量を補正することで求めた<sup>※1</sup>。また、自立ガイドラインには示されていない水消費については東京都水道局のデータを引用した。

表 3.18~3.23 に示す各採点レベルの消費率への置き換えについても、基本的には自立ガイドラインに基づき行っている。ただし、CASBEE-すまい(戸建)の採点基準のレベルと自立ガイドラインに示されている取組みレベルとは必ずしも一致せず、完全には整合がとれていない。このような場合と、自立ガイドラインに示されていない水消費については、既往の研究論文などを参考に独自に消費率を設定した。

なお、「居住」の CO<sub>2</sub> 排出量は「建設」「修繕・更新・解体」で用いた日本建築学会の公開値とは異なり、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に示されている 0.555kg-CO<sub>2</sub>/kWh を用いた計算を基本とする<sup>※2</sup>。

※1 自立ガイドラインに掲載されている CO<sub>2</sub> 排出量は、オール電化住宅を想定したある一棟のケーススタディ結果である。一方、地域補正に用いた値は一次エネルギー消費量であり、かつ、電気に限らずガス・灯油などを含む統計データである。現段階ではこのようなデータが十分に整備されていないことから、暫定的に本手法により補正を行った。今後の検討課題とする。

※2 自立ガイドライン CO<sub>2</sub> 排出量の計算では、電気の排出係数は旧地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の 0.378kg-CO<sub>2</sub>/kWh を用いている。表 6-12 は、これを 0.555kg-CO<sub>2</sub>/kWh に換算しなおした値である。

### (参考) 「居住」の計算に使われる各採点項目のライフサイクル CO<sub>2</sub> に対する感度

上記の計算条件による「居住」の CO<sub>2</sub> 排出量について、関連する採点項目のレベルによる感度を図 6-7 に示す。図中の比率は、レベル3(参照値)との排出量の差の、ライフサイクル CO<sub>2</sub> 排出量全体に対する比率である。



評価ソフトでは、「CO<sub>2</sub> 計算」シートで電気の CO<sub>2</sub> 排出係数が選べるようになっており、ここで「標準」(0.555kg-CO<sub>2</sub> /kWh)以外を選んだ場合は、「結果」シートの温暖化影響チャートに「地域電力別計算」の結果が示されることになる。このとき、「地域電力別計算」であることが一目で分かるようにチャートの背景色が変わり、チャート上部に「※地域電力別計算」と明示される仕組みとした。

なお、前述のとおり、この場合でも LR<sub>H</sub>3.1 および BEE<sub>H</sub> は「標準計算」で行われる。

この表から任意の電力会社などを選択すると、対応する排出係数を使って CO<sub>2</sub> 排出量が計算される

ライフサイクルCO<sub>2</sub>計算シート(地域電力別計算用)

kg-CO <sub>2</sub> /kWh		備 考
電力会社など	排出係数	
標準	0.555	左表の値は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」による電気の使用に伴う温室効果ガス排出量の算定方法(法第21条の2第2項)に示されている「電気の排出係数」である。「標準」は「使用している電気の排出係数がわからない場合」の値であり、各電力会社の排出係数は、環境省令・経済産業省令に基づき2007年4月に公表された値である。 なお、その他は自由入力欄である。
北海道電力	0.502	
東北電力	0.510	
東京電力	0.368	
中部電力	0.452	
北陸電力	0.407	
関西電力	0.358	
四国電力	0.378	
九州電力	0.365	
その他の電力供給者		

※注意  
 ・ここで選択した排出係数は、居住時のエネルギーに係るCO<sub>2</sub>排出量の計算に用いられる。  
 ・この欄の結果は、「結果」シートの「2-3.ライフサイクルCO<sub>2</sub>(温暖化影響チャート)」に表示されるが、BEEの計算には用いられない。  
 ・詳しくはマニュアルを参照のこと。

5. ライフサイクルCO<sub>2</sub>の計算(地域電力別計算)

	kg-CO <sub>2</sub> /年m <sup>2</sup>	kg-CO <sub>2</sub> /年m <sup>2</sup>
建設	2.97	8.92
修繕・更新・解体	5.80	3.02
居住	25.10	31.41
合計	33.87	43.34

図 6-8 評価ソフトの「CO<sub>2</sub> 計算」シート (地域電力別計算用)

## 1.6 注意点

以上に示すとおり、CASBEE ファミリー全体の根本思想である、使いやすさを重視する観点から、本計算も相当簡易化した方法を用いている。このため、その精度は必ずしも高いとはいえない。特に、CO<sub>2</sub> 排出量の絶対量が示される評価ソフトの「温暖化影響チャート」を見る場合は、このことを十分に認識する必要がある。しかし、すまいでは CO<sub>2</sub> 排出量のおよその値やその削減効果が一般消費者のみならず、住宅供給者にもほとんど知られていない現状から、まずはおおまかな値でも示すことが重要と考えた。

なお、何らかの対策による削減効果を評価する場合の電気の排出係数については、上記の考え方の他、「影響を受けると想定できる電源」により評価する考え方もある(「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(平成19年6月環境省・経済産業省))。したがって、削減効果を評価する際の、電気の排出係数の扱いについては、CASBEEシリーズ全体の課題として、引き続き、検討していく。

## 2. 参考情報

### 2.1 参考情報一覧

採点基準で参照または紹介されている文献・法律などの一覧を以下に示す。

情報の名称	発行元など	参照元の評価項目
日本住宅性能表示基準	住宅の品質確保の促進等に関する法律	Q <sub>H</sub> 1.1.1.1 断熱・気密性能の確保 Q <sub>H</sub> 1.2.1 化学汚染物質の対策 Q <sub>H</sub> 1.2.3 犯罪に備える Q <sub>H</sub> 1.3.1 昼光の利用 Q <sub>H</sub> 1.4 静かさ Q <sub>H</sub> 2.1.1 躯体 Q <sub>H</sub> 2.1.4 自然災害に備える Q <sub>H</sub> 2.1.5.1 火災に備える構造(開口部以外) Q <sub>H</sub> 2.1.5.2 火災の早期感知 Q <sub>H</sub> 2.2.1 維持管理のしやすさ Q <sub>H</sub> 2.3.2 バリアフリー対応 LR <sub>H</sub> 1.1.1 建物の熱負荷抑制
住宅の省エネルギー基準の解説	財団法人 建築環境・省エネルギー機構(IBEK)	Q <sub>H</sub> 1.1.1.1 断熱・気密性能の確保 Q <sub>H</sub> 1.1.1.2 日射の調整機能 LR <sub>H</sub> 1.1.1 建物の熱負荷抑制
自立循環型住宅へのガイドライン	財団法人 建築環境・省エネルギー機構(IBEK)	Q <sub>H</sub> 1.1.1.2 日射の調整機能 Q <sub>H</sub> 1.1.2.1 風を取り込み、熱気を逃がす LR <sub>H</sub> 1.1.2 自然エネルギー利用 LR <sub>H</sub> 3.1 地球温暖化への配慮
センチュリーハウジング認定基準	財団法人 ベターリビング	Q <sub>H</sub> 2.1.2 外壁材 Q <sub>H</sub> 2.1.3 屋根材、陸屋根
建築のライフサイクルエネルギー算出プログラムマニュアル	独立行政法人 建築研究所	Q <sub>H</sub> 2.1.2 外壁材 Q <sub>H</sub> 2.1.3 屋根材、陸屋根
内線規程 3605-1、3545-2	社団法人 日本電気協会	Q <sub>H</sub> 2.2.1 維持管理のしやすさ
緑化計画の手引き	東京都	Q <sub>H</sub> 3.2.1 敷地内の緑化
事業場等の緑化の手引き	神奈川県平塚市	Q <sub>H</sub> 3.2.1 敷地内の緑化
環境共生住宅認定基準	財団法人 建築環境・省エネルギー機構(IBEK)	LR <sub>H</sub> 1.3.1 節水型設備 LR <sub>H</sub> 1.3.2 雨水の利用
生物多様性保全のための緑化植物の取り扱い方に関する提言	日本緑化工学会	LR <sub>H</sub> 3.2.2 既存の自然環境の保全

### 2.2 評価のための参考資料

採点基準で参照されている情報のうち、下記の情報を掲載する。

	情報の名称	ページ
参考資料1	「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」の別表第1	P164
参考資料2	「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」の別表第2	P166
参考資料3	環境物品等の調達推進に関する基本方針(平成19年2月2日一部変更閣議決定)より抜粋	P168
参考資料4	ライフサイクル CO <sub>2</sub> 評価のための「標準モデル住宅」	P175

## (参考資料1)「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」の別表第1

別表第1

地域の区分	都道府県名
I	北海道
II	青森県 岩手県 秋田県
III	宮城県 山形県 福島県 栃木県 新潟県 長野県
IV	茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 福井県 山梨県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県
V	宮崎県 鹿児島県
VI	沖縄県
1	次の町村にあっては、上の区分にかかわらず、I 地域に区分されるものとする。 青森県 十和田市(旧十和田湖町に限る。)、七戸町(旧七戸町に限る。)、田子町 岩手県 久慈市(旧山形村に限る。)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町
2	次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、II 地域に区分されるものとする。 北海道 函館市(旧函館市に限る。)、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町(旧熊石町に限る。) 江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町(旧瀬棚町を除く。)、島牧村、寿都町 宮城県 栗原市(旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。) 山形県 米沢市、鶴岡市(旧朝日村に限る。)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、 朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高島町、 福島県 会津若松市(旧河東町に限る。)、白河市(旧大信村に限る。)、須賀川市(旧長沼町に限る。)、 喜多方市(旧塩川町を除く。)、田村市(旧都路村を除く。)、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、 南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、 川内村、飯館村 栃木県 日光市(旧今市市を除く。)、那須塩原市(旧塩原町に限る。) 群馬県 沼田市(旧沼田市を除く。)、長野原町、嬭恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、みなかみ町(旧水上 町に限る。) 新潟県 十日町市(旧中里村に限る。)、魚沼市(旧入広瀬村に限る。)、津南町 山梨県 富士吉田市、北杜市(旧小淵沢町に限る。)、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町(旧河口湖町に限る。) 長野県 長野市(旧長野市、旧大岡村を除く。)、松本市(旧松本市、旧四賀村を除く。)、上田市(旧真田町、旧武石 村に限る。)、須坂市、小諸市、伊那市(旧長谷村を除く。)、駒ヶ根市、中野市(旧中野市に限る。)、 大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市(旧更埴市に限る。)、東御市、小海町、 川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、 原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村(旧浪合村に限る。)、平谷村、下條村、上松町、 木祖村、木曾町、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、 山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町 岐阜県 高山市、飛騨市(旧古川町、旧河合村に限る。)、白川村
3	次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、III 地域に区分されるものとする。 青森県 青森市(旧青森市に限る。)、深浦町 岩手県 宮古市(旧新里村を除く。)、大船渡市、一関市(旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。)、陸前高田市、 釜石市、平泉町 秋田県 秋田市(旧河辺町を除く。)、能代市(旧能代市に限る。)、男鹿市、由利本荘市(旧東由利町を除く。)、 潟上市、にかほ市、三種町(旧琴丘町を除く。)、八峰町、大潟村 茨城県 土浦市(旧新治村に限る。)、石岡市、常陸大宮市(旧美和村に限る。)、笠間市(旧岩間町に限る。)、 筑西市(旧関城町を除く。)、かすみがうら市(旧千代田町に限る。)、桜川市、小美玉市(旧玉里村を除く。)、 大子町 群馬県 高崎市(旧倉渕村に限る。)、桐生市(旧黒保根村に限る。)、沼田市(旧沼田市に限る。)、渋川市(旧赤城 村旧、小野上村に限る。)、安中市(旧松井田町に限る。)、みどり市(旧東村(勢多郡)に限る。)、上野村、 神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町(旧水上町を除く。) 埼玉県 秩父市(旧大滝村に限る。)、小鹿野町(旧両神村に限る。) 東京都 奥多摩町 富山県 富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。)、黒部市(旧宇奈月町に限る。)、南砺市(旧平村、 旧上平村、旧利賀村に限る。)、上市町、立山町 石川県 白山市(旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。) 福井県 大野市(旧和泉村に限る。) 山梨県 甲府市(旧上九一色村に限る。)、都留市、山梨市(旧三富村に限る。)、北杜市(旧明野村、旧小淵沢町 を除く。)、芦川村、鳴沢村、富士河口湖町(旧河口湖町を除く。)、小菅村、丹波山村 岐阜県 中津川市(旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村を除く。)、恵那市(旧串原村、旧上矢作町に限る。)、 飛騨市(旧宮川村、旧神岡町に限る。)、郡上市(旧美並村を除く。)、下呂市(旧金山町を除く。)、東白川村 愛知県 豊田市(旧稲武町に限る。)



兵庫 県	養父市(旧関宮町に限る。)、香美町(旧香住町を除く。)
奈良 県	奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、生駒市、宇陀市(旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村
和歌山 県	かつらぎ町(旧花園村に限る。)、高野町
鳥取 県	倉吉市(旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町
島根 県	奥出雲町、飯南町、美郷町(旧大和村に限る。)、邑南町(旧石見町を除く。)
岡山 県	津山市(旧阿波村に限る。)、高梁市(旧備中町に限る。)、新見市、真庭市(旧落合町、旧久世町を除く。)、新庄村、鏡野町(旧鏡野町を除く。)
広島 県	府中市(旧上下町に限る。)、三次市(旧三次市、旧三和町を除く。)、庄原市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る。)、安芸高田市(旧八千代町、旧美土理町、旧高宮町に限る。)、安芸太田町(旧加計町を除く。)、北広島町(旧豊平町を除く。)、世羅町(旧世羅西町を除く。)、神石高原町
徳島 県	三好市(旧東祖谷山村に限る。)
高知 県	いの町(旧本川村に限る。)
4 次の市町村にはあつては、上の区分にかかわらず、IV地域に区分されるものとする。	
福島 県	いわき市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町
栃木 県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市(旧氏家町に限る。)、那須烏山市、下野市、上三川町、上河内町、河内町、西方町、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、高根沢町
新潟 県	新潟市、長岡市(旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。)、三条市(旧下田村を除く。)、柏崎市(旧高柳町を除く。)、新発田市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、上越市(旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。)、阿賀野市(旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。)、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、荒川町、神林村、山北町、粟島浦村
長野 県	清内路村、大鹿村
宮崎 県	都城市(旧山之口町、旧高城町を除く。)、延岡市(旧北方町に限る。)、小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島 県	大口市、曾於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。)、さつま町、菱刈町、湧水町
5 次の市町村にはあつては、上の区分にかかわらず、V地域に区分されるものとする。	
茨城 県	神栖市(旧波崎町に限る。)
千葉 県	銚子市
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
静岡 県	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町(旧西伊豆町に限る。)
三重 県	尾鷲市、熊野市(旧熊野市に限る。)、御浜町、紀宝町
和歌山 県	御坊市、新宮市(旧新宮市に限る。)、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
山口 県	下関市(旧下関市に限る。)
徳島 県	牟岐町、美波町、海陽町
愛媛 県	宇和島市(旧津島町に限る。)、伊方町(旧伊方町を除く。)、愛南町
高知 県	高知市(旧高知市に限る。)、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、春野町、いの町(旧伊野町に限る。)、大月町、三原村、黒潮町(旧大方町に限る。)
福岡 県	福岡市:博多区、中央区、南区、城南区
長崎 県	長崎市、佐世保市、島原市(旧島原市に限る。)、平戸市、五島市、西海市、南島原市(旧加津佐町を除く。)、長与町、時津町、小値賀町、江迎町、鹿町町、佐々町、新上五島町
熊本 県	八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、上天草市(旧松島町を除く。)、宇城市(旧三角町に限る。)、天草市(旧有明町、旧五和町を除く。)、芦北町、津奈木町
大分 県	佐伯市(旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。)
備考	この表における市(特別区を含む。)及び町村の区域は平成18年4月1日現在のもの。

## (参考資料2) 「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」の別表第2

別表第2

地域の区分	都道府県名(沖縄県は対象外)
(い)	北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、石川県
(ろ)	岩手県、富山県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、島根県、広島県
(は)	宮城県、福島県、長野県、大阪府、兵庫県、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県
(に)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、熊本県、大分県
(ほ)	静岡県、高知県、宮崎県、鹿児島県
1 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、(い)地域に区分されるものとする。	
岩手県	八幡平市(旧安代町に限る)、葛巻町、西和賀町
福島県	喜多方市(旧喜多方市、旧塩川町を除く)、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町(旧会津高田町に限る)
富山県	氷見市
島根県	飯南町、美郷町(旧大和村に限る)
2 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、(ろ)地域に区分されるものとする。	
北海道	札幌市、函館市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市(旧留辺蘂町を除く)、網走市、苫小牧市、根室市、千歳市、登別市、恵庭市、北斗市(旧大野町に限る)、七飯町、鹿部町、森町、長沼町、美幌町、津別町、大空町、小清水町、訓子府町、置戸町、遠軽町(旧遠軽町に限る)、上湧別町、湧別町、白老町、厚真町、安平町、むかわ町、日高町(旧門別町に限る)、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町
青森県	八戸市、十和田市(旧十和田市に限る)、三沢市、七戸町(旧七戸町に限る)、六戸町、東北町(旧上北町に限る)、六ヶ所村、おいらせ町、東通村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
宮城県	登米市(旧登米町、旧豊里町、旧米山町、旧津山町を除く)、栗原市、大崎市(旧岩出山町、旧鳴子町に限る)、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町
山形県	福島市、上山市、天童市、東根市、山辺町、中山町
福島県	福島市、会津若松市、白河市(旧大信村に限る)、須賀川市(旧須賀川市を除く)、喜多方市(旧喜多方市、旧塩川町に限る)、二本松市(旧岩代町を除く)、伊達市(旧伊達町、旧月舘町に限る)、桑折町、国見町、川俣町、飯野町、大玉村、本宮町、鏡石町、天栄村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、会津美里町(旧会津高田町を除く)、西郷村、矢吹町、飯館村
栃木県	日光市(旧栗山村、旧藤原町に限る)、那須町
群馬県	嬭恋村、草津町、片品村、みなかみ町(旧月夜野町を除く)
新潟県	糸魚川市(旧能生町を除く)、妙高市、上越市(旧牧村、旧中郷村、旧板倉町、旧清里村に限る)、湯沢町、津南町
石川県	金沢市、加賀市(旧山中町に限る)、かほく市、白山市(旧松任市、旧白峰村に限る)、野々市町、津幡町、内灘町
長野県	長野市、松本市(旧奈川村、旧安曇村に限る)、須坂市、中野市、大田市、飯山市、塩尻市(旧檜川村に限る)、安曇野市(旧穂高町・旧堀金村に限る)、清内路村、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町、生坂村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信州新町、信濃町、小川村、中条村、飯綱町、栄村
岐阜県	中津川市(旧長野県山口村に限る)
愛知県	豊田市(旧稻武町に限る)
兵庫県	豊岡市、養父市、丹波市(旧氷上町、旧青垣町、旧市島町に限る)、朝来市、宍粟市、多可町(旧加美町に限る)、神河町、香美町、新温泉町
和歌山県	田辺市(旧龍神村に限る)、紀美野町(旧美里町に限る)、かつらぎ町(旧花園村に限る)、高野町、有田川町(旧清水町に限る)、日高川町(旧美山村に限る)
岡山県	津山市(旧津山市を除く)、新見市、真庭市、美作市(旧勝田町、旧大原町、旧東粟倉村に限る)、新庄村、鏡野町、奈義町、西粟倉村
山口県	萩市、長門市、阿武町、阿東町
徳島県	三好市(旧三野町、旧山城町を除く)
愛媛県	大洲市(旧河辺村に限る)、久万高原町、砥部町(旧広田村に限る)、内子町
3 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、(は)地域に区分されるものとする。	
岩手県	宮古市(旧新里村を除く)、大船渡市(旧大船渡市に限る)、久慈市(旧久慈市に限る)、陸前高田市、山田町、田野畑村、普代村、野田村
茨城県	石岡市、常陸太田市(旧水府村、旧里美村に限る)、常陸大宮市(旧山方町、旧美和村に限る)、かすみがうら市(旧千代田町に限る)、桜川市(旧真壁町に限る)、大子町
栃木県	日光市(旧栗山村、旧藤原町を除く)、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、上河内町、塩谷町、那珂川町
群馬県	高崎市(旧倉渕村に限る)、沼田市、渋川市(旧赤城村、旧子持村、旧小野上村に限る)、みどり市(旧東村(勢多郡)に限る)、上野村、神流町(旧中里村に限る)、中之条町、長野原町、六合村、高山村、東吾妻町、川場村、昭和村、みなかみ町(旧月夜野町に限る)
埼玉県	秩父市(旧大滝村に限る)、小鹿野町、神川町(旧神泉村に限る)
山梨県	甲府市(旧上九一色村に限る)、富士吉田市、山梨市(旧三富村に限る)、北杜市(旧高根町、旧長坂町、旧大泉村に限る)、芦川村、市川三郷町(旧三珠町に限る)、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町(旧上

岐阜県	九一色村、旧足和田村に限る) 大垣市(旧上石津町に限る)、多治見市、関市(旧洞戸村、旧板取村を除く)、中津川市(旧中津川市、旧虹川村に限る)、美濃市、瑞浪市、恵那市(旧串原村、旧上矢作町を除く)、美濃加茂市、土岐市、可児市、山県市(旧美山町を除く)、本美市(旧本美町に限る)、郡上市(旧美並村に限る)、下呂市(旧金山町に限る)、海津市(旧南濃町に限る)、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、揖斐川町(旧揖斐川町・旧谷汲村、旧春日村に限る)、大野町、池田町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町
静岡県	小山町
愛知県	春日井市、豊田市(旧豊田市、旧稲武町を除く)、犬山市、小牧市、大口町、扶桑町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	津市(旧芸濃町、旧白山町、旧美杉村に限る)、松坂市(旧飯南町、旧飯高町に限る)、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、東員町、菟野町
京都府	京都市(旧京都市に限る)、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、山城町、木津町、加茂町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
滋賀県	大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市(旧水口町に限る)、野洲市、湖南市、東近江市(旧愛東町、旧湖東町を除く)、安土町、竜王町、愛荘町(旧愛知川町に限る)、多賀町
奈良県	奈良市(旧奈良市に限る)、五條市(旧五條市に限る)、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、曽爾村、御杖村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	海南市(旧海南市に限る)、橋本市、田辺市(旧本宮町に限る)、紀の川市、紀美野町(旧野上町に限る)、岩出町、かつらぎ町(旧かつらぎ町に限る)、九度山町、有田川町(旧金屋町に限る)、日高川町(旧中津村に限る)
広島県	広島市(旧広島市に限る)、竹原市、三原市、尾道市(旧因島市、旧瀬戸田町を除く)、福山市、府中市(旧府中市に限る)、大竹市、東広島市(旧黒瀬町を除く)、廿日市市(旧廿日市市、旧大野町に限る)、安芸高田市(旧八千代町、旧向原町に限る)、府中町
徳島県	吉野川市(旧鴨島町を除く)、阿波市(旧市場町、旧阿波町に限る)、美馬市、三好市(旧三野町、旧山城町に限る)、つるぎ町、東みよし町
香川県	高松市(旧塩江町、旧香川町、旧香南町に限る)、丸亀市(旧綾歌町に限る)、観音寺市、三豊市(旧三野町、旧詫間町、旧仁尾町を除く)、綾川町、琴平町、まんのう町
高知県	本山市、大豊町、土佐町、大川村、いの町(旧伊野町を除く)、仁淀川町、越知町、禰原町、津野町(旧東津野村に限る)
熊本県	八代市(旧泉村に限る)、菊池市(旧旭志村に限る)、阿蘇市、美里町(旧砥用町に限る)、大津町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、益城町、山都町、水上村
大分県	中津市(旧中津市を除く)、日田市、竹田市(旧久住町に限る)、宇佐市(旧宇佐市を除く)、由布市(旧狭間町を除く)、九重町、玖珠町
宮崎県	五ヶ瀬町
4 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、(ニ)地域に区分されるものとする。	
岐阜県	岐阜市、大垣市(旧上石津町を除く)、羽島市、各務原市、瑞穂市、本美市(旧真正町、旧糸貫町に限る)、海津市(旧南濃町を除く)、岐南町、笠松町、輪之内町、安八町、北方町
静岡県	浜松市(旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町、旧引佐町に限る)、富士宮市、御殿場市、裾野市、芝川町、川根町、川根本町、春野町
大阪府	大阪市、堺市、高石市、田尻町
兵庫県	神戸市、姫路市(旧家島町に限る)、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、南あわじ市、淡路市、播磨町
岡山県	岡山市(旧御津町を除く)、倉敷市、玉野市、笠岡市、総社市(旧総社市を除く)、浅口市、早島町、里庄町
広島県	呉市、尾道市(旧因島市、旧瀬戸田町に限る)、東広島市(旧黒瀬町に限る)、廿日市市(旧宮島町に限る)、江田島市、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町
山口県	防府市、下松市、岩国市(旧岩国市、旧由宇町に限る)、光市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町
愛媛県	松山市、今治市、宇和島市(旧津島町に限る)、上島町、松前町、伊方町(旧三崎町に限る)、愛南町
高知県	高知市(旧高知市を除く)、四万十市(旧西土佐村に限る)、香美市、北川村、馬路村、いの町(旧伊野町に限る)、中土佐町(旧大野見村に限る)、佐川町、日高村、津野町(旧葉山村に限る)、四万十町
福岡県	大牟田市、久留米市(旧城島町、旧三潴町に限る)、柳川市、筑後市、大川市、大木町、瀬高町、山川町、高田町
佐賀県	佐賀市(旧佐賀市、旧諸富町に限る)、小城市(旧芦刈町に限る)、神埼市(旧千代田町に限る)、川副町、東与賀町、久保田町、太良町
長崎県	長崎市、佐世保市(旧佐世保市に限る)、島原市、諫早市(旧多良見町・旧小長井町に限る)、対馬市、西海市(旧西彼町を除く)、雲仙市(旧国見町、旧瑞穂町、旧南串山町に限る)、南島原市(旧有家町、旧布津町、旧深江町を除く)、長与町、時津町
宮崎県	えびの市、西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町(旧南郷村に限る)、高千穂町、日之影町
鹿児島県	阿久根市、出水市、大口市、薩摩川内市、日置市(旧伊集院町を除く)、霧島市、いちき串木野市、南さつま市(旧坊津町を除く)、川辺町、さつま町、長島町、菱刈町、加治木町、始良町、蒲生町、湧水町
5 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、(ホ)地域に区分されるものとする。	
東京都	八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	横浜市、横須賀市、三浦市、葉山町
愛知県	豊橋市、田原市
三重県	伊勢市(旧伊勢市、旧二見町に限る)、尾鷲市、鳥羽市、熊野市(旧熊野市に限る)、志摩市、大紀町(旧大宮町を除く)、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町
和歌山県	新宮市(旧新宮市に限る)、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、串本町
徳島県	阿南市(旧阿南市に限る)、那賀町(旧鷲敷町、旧相生町に限る)、牟岐町、美波町、海陽町
大分県	佐伯市(旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る)

(参考資料3) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成 19 年 2 月 2 日一部変更閣議決定)より抜粋

17. 公共工事

(1)品目及び判断の基準等

公共工事	【判断の基準】 契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。
------	---

注)義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

(2) 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表1 資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達品目名	分類	品目名		品目毎の判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表2
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
		路盤材	再生骨材等	
			鉄鋼スラグ混入路盤材	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライアッシュセメント	
		セメント	エコセメント	
		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
		吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
		塗料	下塗用塗料(重防食)	
			低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	
			再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	
		園芸資材	パークたい肥	
			下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	
		道路照明	環境配慮型道路照明	
		タイル	陶磁器質タイル	
		建具	断熱サッシ・ドア	
		製材等	製材	
			集成材	
合板				
単板積層材				
フローリング	フローリング			
再生木質ボード	パーティクルボード			
	繊維板			
	木質系セメント板			
ビニル系床材	ビニル系床材			

	断熱材	断熱材	
	照明機器	照明制御システム	
	空調用機器	吸収冷温水機	
		水蓄熱式空調機器	
		ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
	配管材	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	
	衛生器具	自動水栓	
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
		水洗式大便器	
	建設機械	—	排出ガス対策型建設機械 低騒音型建設機械
工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表4
	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
	舗装(路盤)	路上再生路盤工法	
目的物	舗装	排水性舗装	表5
		透水性舗装	
	屋上緑化	屋上緑化	

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	【判断の基準】 ○建設汚泥から再生された処理土であること。
	土工用水砕スラグ	【判断の基準】 ○天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	【判断の基準】 ○ケーソン中詰め材として、天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	【判断の基準】 ○ケーソン中詰め材として、天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	【判断の基準】 ○サンドコンパクションパイル工法において、天然砂(海砂、山砂)の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	【判断の基準】 ○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。
	フェロニッケルスラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。
	銅スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。
	電気炉酸化スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。

路盤材	再生骨材等	【判断の基準】 ○ コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
	鉄鋼スラグ混入路盤材	【判断の基準】 ○ 路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 ○ 間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。
混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 ○ 高炉セメントであって、原料に 30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。
	フライアッシュセメント	【判断の基準】 ○ フライアッシュセメントであって、原料に 10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。
セメント	エコセメント	【判断の基準】 ○ 都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品 1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで 500kg 以上使用されていること。

備考)「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。

コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	【判断の基準】 ○ 透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。
------------------	-----------	---

備考)「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	【判断の基準】 ○ 吹付けコンクリートであって、 $1\text{m}^3$ 当たり 100kg 以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。
-----------	----------------------	---

塗料	下塗用塗料(重防食)	【判断の基準】 ○ 鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。
----	------------	--------------------------------------

	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	【判断の基準】 ○ 水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤(VOC)の含有率(塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合)が 5%以下であること。
--	---------------------	---

舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	【判断の基準】 ① 原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を用い、焼成されたものであること。 ② 再生材料が原材料の重量比で 20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。
		【配慮事項】 ○ 重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。

別表

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象
無機珪砂(キラ)	
鉄鋼スラグ	
非鉄スラグ	
鋳物砂	
陶磁器屑	
石炭灰	
建材廃材	
廃ガラス	
製紙スラッジ	
アルミスラッジ	
磨き砂汚泥	

		<table border="1"> <tr> <td>石材屑</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>湖沼等の汚泥</td> </tr> </table>	石材屑		都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥																	
石材屑																												
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化																											
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化																											
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																											
湖沼等の汚泥																												
	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	<p>【判断の基準】</p> <p>① 原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの)が用いられたものであること。</p> <p>② 再生材料が原材料の重量比で 20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比 15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○ 重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td></td> </tr> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥																					
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																											
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化																											
下水道汚泥																												
園芸資材	パークたい肥	<p>【判断の基準】</p> <p>○以下の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有機物の含有率(乾物) 70%以上</li> <li>・ 炭素窒素比[C/N比] 35 以下</li> <li>・ 陽イオン交換容量[CEC](乾物) 70meq/100g 以上</li> <li>・ pH 5.5~7.5</li> <li>・ 水分 55~65%</li> <li>・ 幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない</li> <li>・ 窒素全量[N](現物) 0.5%以上</li> <li>・ リン酸全量[P<sub>2</sub>O<sub>5</sub>](現物) 0.2%以上</li> <li>・ 加里全量[K<sub>2</sub>O](現物) 0.1%以上</li> </ul>																										
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	<p>【判断の基準】</p> <p>① 製品に含まれる有害化学物質の含有量(割合)が下記の数値以下であること。</p> <table border="1"> <tr> <td>ヒ素</td> <td>0.005%</td> </tr> <tr> <td>カドミウム</td> <td>0.0005%</td> </tr> <tr> <td>水銀</td> <td>0.0002%</td> </tr> <tr> <td>ニッケル</td> <td>0.03%</td> </tr> <tr> <td>クロム</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>0.01%</td> </tr> </table> <p>②その他の制限事項</p> <p>ア. 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和 48 年総理府令第 5 号)の別表第一の基準に適合する原料が使用されたものであること。</p> <p>イ. 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p> <table border="1"> <tr> <td>ウ. 有機物の含有率(乾物)</td> <td>35%以上</td> </tr> <tr> <td>エ. 炭素窒素比[C/N比]</td> <td>20 以下</td> </tr> <tr> <td>オ. pH</td> <td>8.5 以下</td> </tr> <tr> <td>カ. 水分</td> <td>50%以下</td> </tr> <tr> <td>キ. 窒素全量[N](現物)</td> <td>0.8%以上</td> </tr> <tr> <td>ク. リン酸全量[P<sub>2</sub>O<sub>5</sub>](現物)</td> <td>1.0%以上</td> </tr> <tr> <td>ケ. アルカリ分(現物)</td> <td>15%以下(ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。)</td> </tr> </table>	ヒ素	0.005%	カドミウム	0.0005%	水銀	0.0002%	ニッケル	0.03%	クロム	0.05%	鉛	0.01%	ウ. 有機物の含有率(乾物)	35%以上	エ. 炭素窒素比[C/N比]	20 以下	オ. pH	8.5 以下	カ. 水分	50%以下	キ. 窒素全量[N](現物)	0.8%以上	ク. リン酸全量[P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> ](現物)	1.0%以上	ケ. アルカリ分(現物)	15%以下(ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。)
ヒ素	0.005%																											
カドミウム	0.0005%																											
水銀	0.0002%																											
ニッケル	0.03%																											
クロム	0.05%																											
鉛	0.01%																											
ウ. 有機物の含有率(乾物)	35%以上																											
エ. 炭素窒素比[C/N比]	20 以下																											
オ. pH	8.5 以下																											
カ. 水分	50%以下																											
キ. 窒素全量[N](現物)	0.8%以上																											
ク. リン酸全量[P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> ](現物)	1.0%以上																											
ケ. アルカリ分(現物)	15%以下(ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。)																											

備考)「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される当該肥料を含む。

道路照明	環境配慮型道路照明	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高圧ナトリウムランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が 45%以上削減されているものであること。</li> </ul> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。</li> </ul>																									
タイル	陶磁器質タイル	<p>【判断の基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)が用いられているものであること。</li> <li>② 再生材料が原材料の重量比で 20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</li> </ol> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。</li> </ul> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="603 922 1366 1603"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="14">前処理方法によらず対象</td></tr> <tr><td>無機珪砂(キラ)</td></tr> <tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr> <tr><td>非鉄スラグ</td></tr> <tr><td>鋳物砂</td></tr> <tr><td>陶磁器屑</td></tr> <tr><td>石炭灰</td></tr> <tr><td>廃プラスチック</td></tr> <tr><td>建材廃材</td></tr> <tr><td>廃ゴム</td></tr> <tr><td>廃ガラス</td></tr> <tr><td>製紙スラッジ</td></tr> <tr><td>アルミスラッジ</td></tr> <tr><td>磨き砂汚泥</td></tr> <tr><td>石材屑</td></tr> <tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr> <tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td></tr> <tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td></tr> <tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂(キラ)	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	廃プラスチック	建材廃材	廃ゴム	廃ガラス	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																										
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																										
無機珪砂(キラ)																											
鉄鋼スラグ																											
非鉄スラグ																											
鋳物砂																											
陶磁器屑																											
石炭灰																											
廃プラスチック																											
建材廃材																											
廃ゴム																											
廃ガラス																											
製紙スラッジ																											
アルミスラッジ																											
磨き砂汚泥																											
石材屑																											
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化																										
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化																										
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																										
湖沼等の汚泥																											
建具	断熱サッシ・ドア	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複層ガラスを用いたサッシであること。</li> <li>・ 二重サッシであること。</li> <li>・ 断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。</li> </ul> </li> </ul>																									



製材等	製材	<p>【判断の基準】</p> <p>① 間伐材、林地残材又は小径木であること。</p> <p>② ①以外の場合は、原料として使用される原木は、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○ 原料として使用される原木(間伐材、林地残材及び小径木を除く。)は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
	集成材 合板 単板積層材	<p>【判断の基準】</p> <p>① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が 10%以上であり、かつ、それ以外の原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であること。</p> <p>② ①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあつては、原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であること。</p> <p>③ 居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3mg/L 以下かつ最大値で 0.4mg/L 以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○ 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあつては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

- 備考) 1. 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。
2. 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
3. ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
4. 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

フローリング	フローリング	<p>【判断の基準】</p> <p>① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、それ以外の原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であること。</p> <p>② ①以外の場合は、原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であること。</p> <p>③ 居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3mg/L 以下かつ最大値で 0.4mg/L 以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○ 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木等以外の木材にあつては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
--------	--------	---

- 備考) 1. 本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。
2. 判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
3. ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
4. 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

再生木質 ボード	パーティクルボ ード	<p>【判断の基準】</p> <p>① 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済</p>
-------------	---------------	--

	繊維板 木質系セメント板	<p>梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む。)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が 50%以上であること。(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が 20%以下の接着剤、混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。)</p> <p>② 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあつては、原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であること。</p> <p>③ 居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3mg/L 以下かつ最大値で 0.4mg/L 以下であること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>○ 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあつては、原料として使用される原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
--	-----------------	--

- 備考) 1. ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本工業規格 A 1460 による。
2. 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

断熱材	断熱材	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>○ 建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。</p> <p>① オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>② ハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。</p> <p>③ 再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>④ 断熱材のうちグラスウール又はロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グラスウール:再生資源利用率は、原材料の重量比で 80%以上であること。</li> <li>・ ロックウール:再生資源利用率は、原材料の重量比で 85%以上であること。</li> </ul> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>○ 発泡プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p>
照明機器	照明制御システム	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>○ 連続調光可能な Hf 蛍光灯器具及びそれらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光(昼光)利用制御の機能を有していること。</p>
変圧器	変圧器	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>○ エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>○ 運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。</p>

**(参考資料4) ライフサイクル CO<sub>2</sub> 評価のための「標準モデル住宅」**

「建設」「修繕・更新・解体」の CO<sub>2</sub> 評価に用いた「標準モデル住宅」の設定条件を示す。

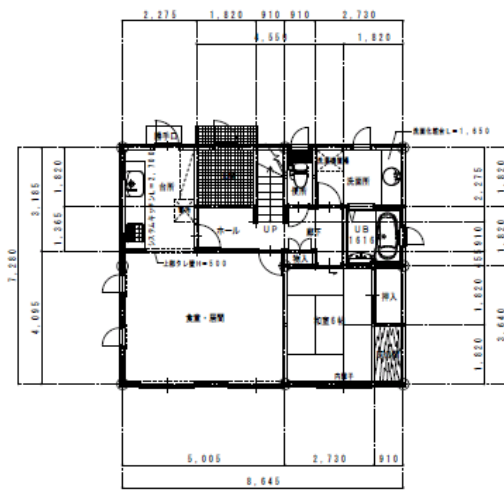
概要：地上2階建て

延べ床面積 125.86m<sup>2</sup> (1、2階とも 62.93m<sup>2</sup>)

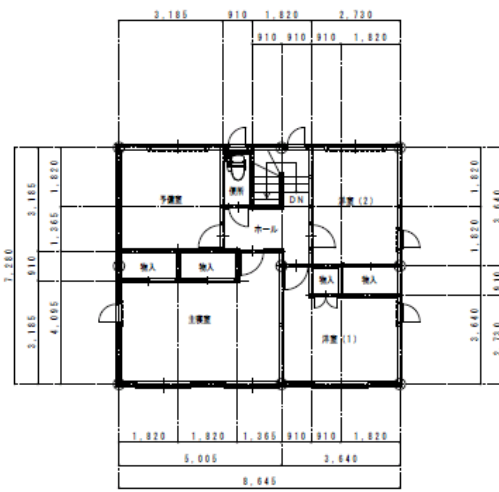
構造：木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3構造それぞれを想定

構造	情報	ページ番号
木造(軸組み構法)	平面図	P176
	立面図	P176
	矩計図	P177
	仕様書	P178
鉄骨造(重量鉄骨ラーメン構法)	平面図	P179
	立面図	P179
	矩計図	P180
	仕様書	P181
鉄筋コンクリート造(壁式構法)	平面図	P182
	立面図	P182
	矩計図	P183
	仕様書	P184

【木造】

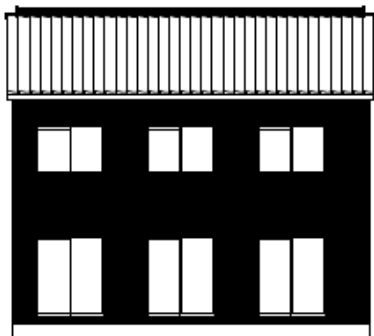


1階平面図 1:100



2階平面図 1:100

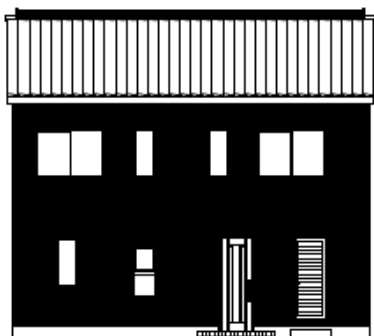
平面図(木造)



南 立面図 1:100



東 立面図 1:100

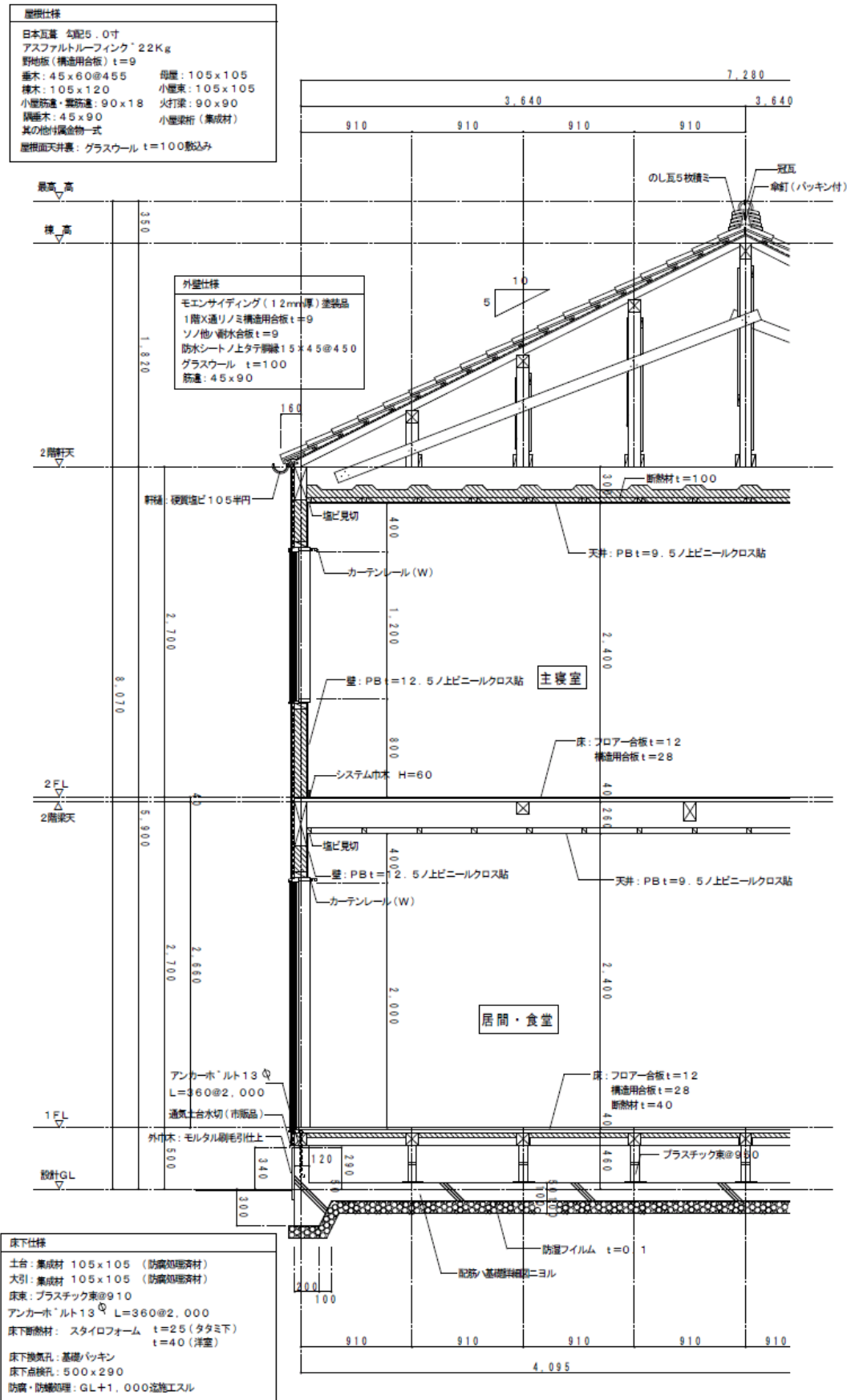


北 立面図 1:100



西 立面図 1:100

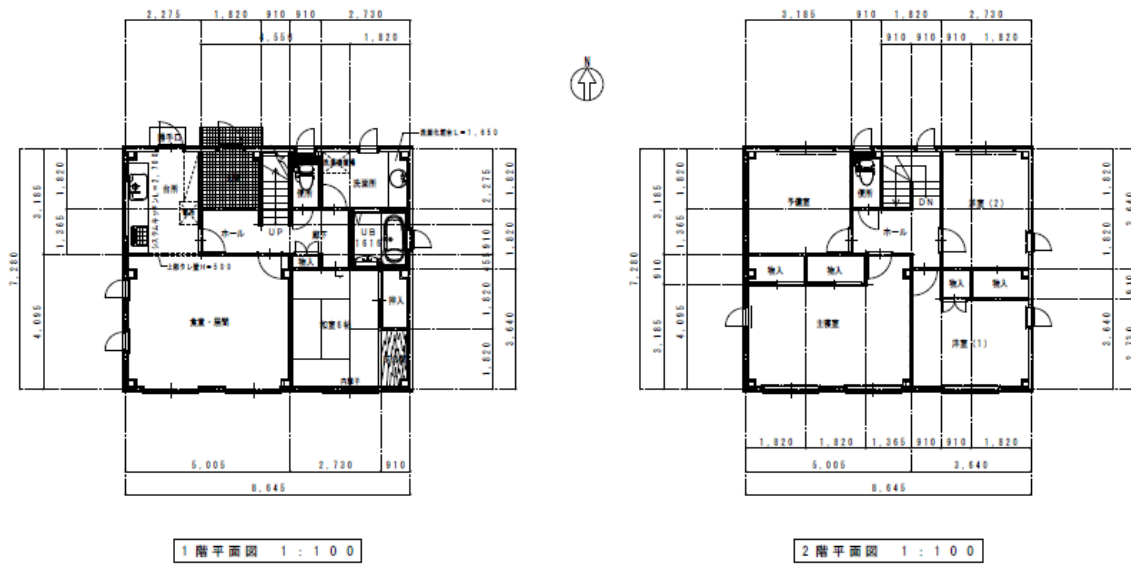
立面図(木造)



矩計図(木造)



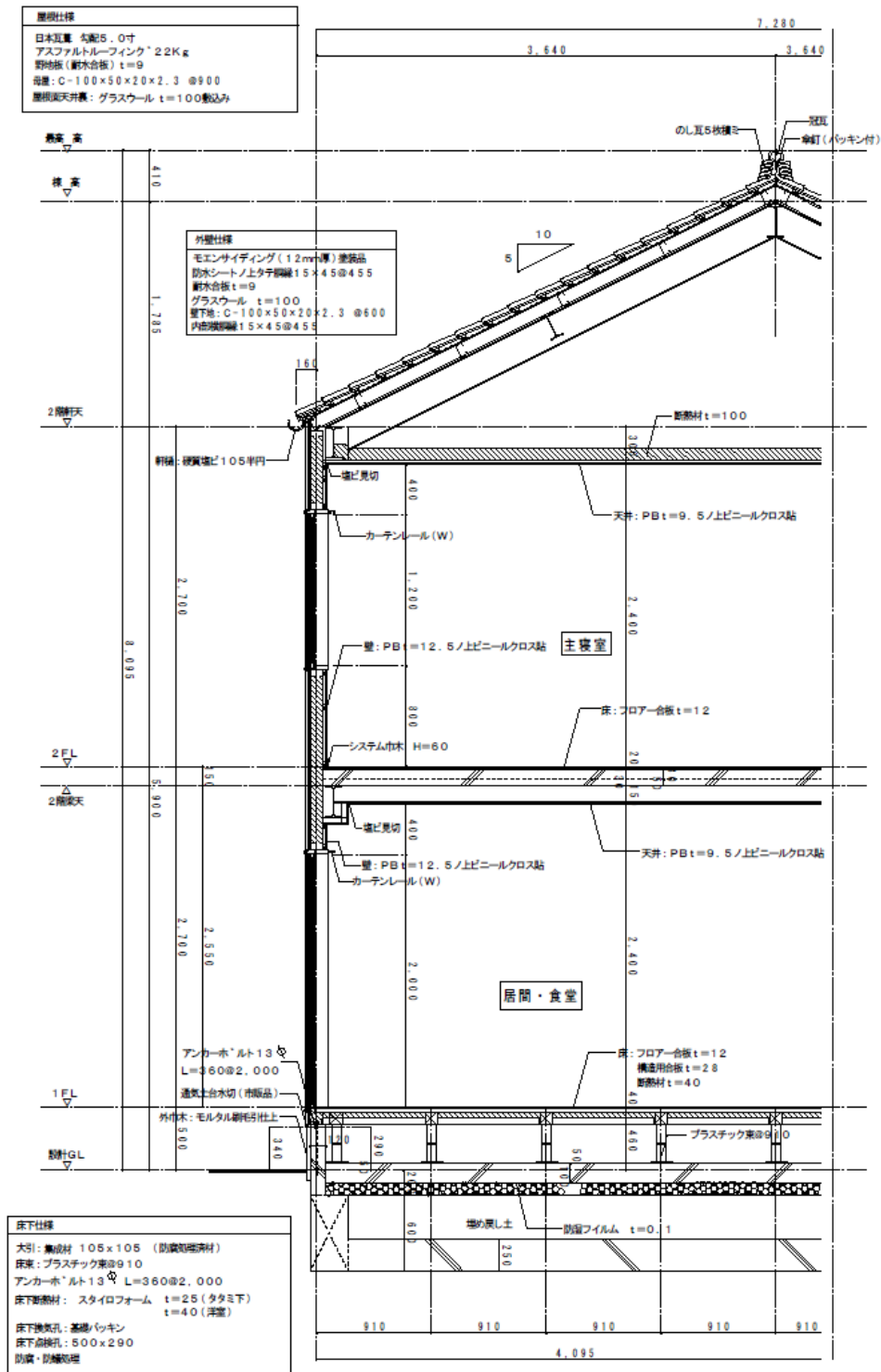
【鉄骨造】



平面図(鉄骨造)



立面図(鉄骨造)

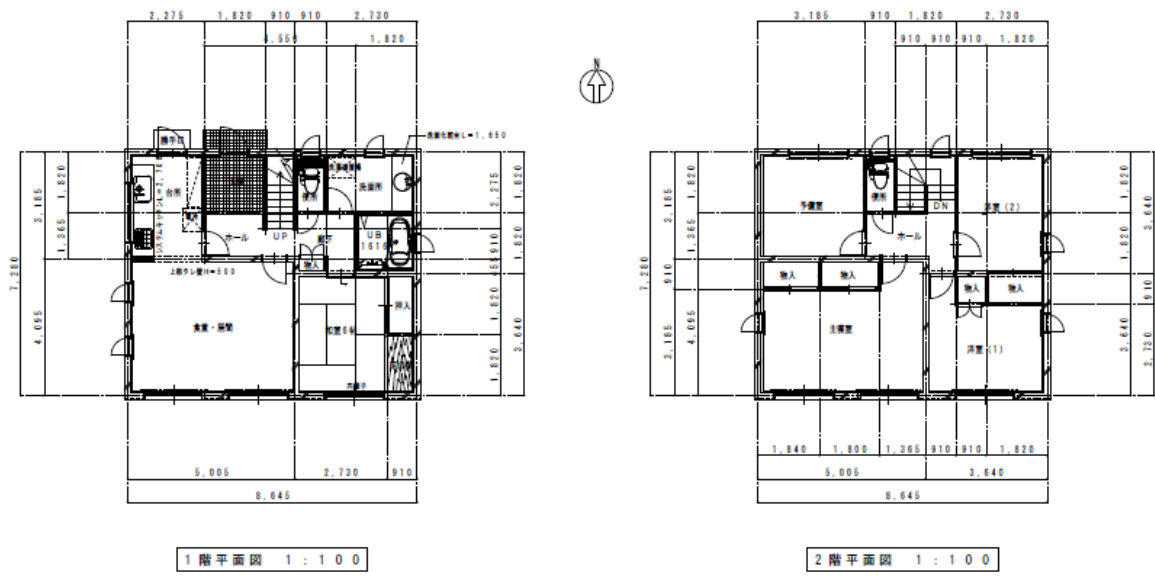


矩計図(鉄骨造)





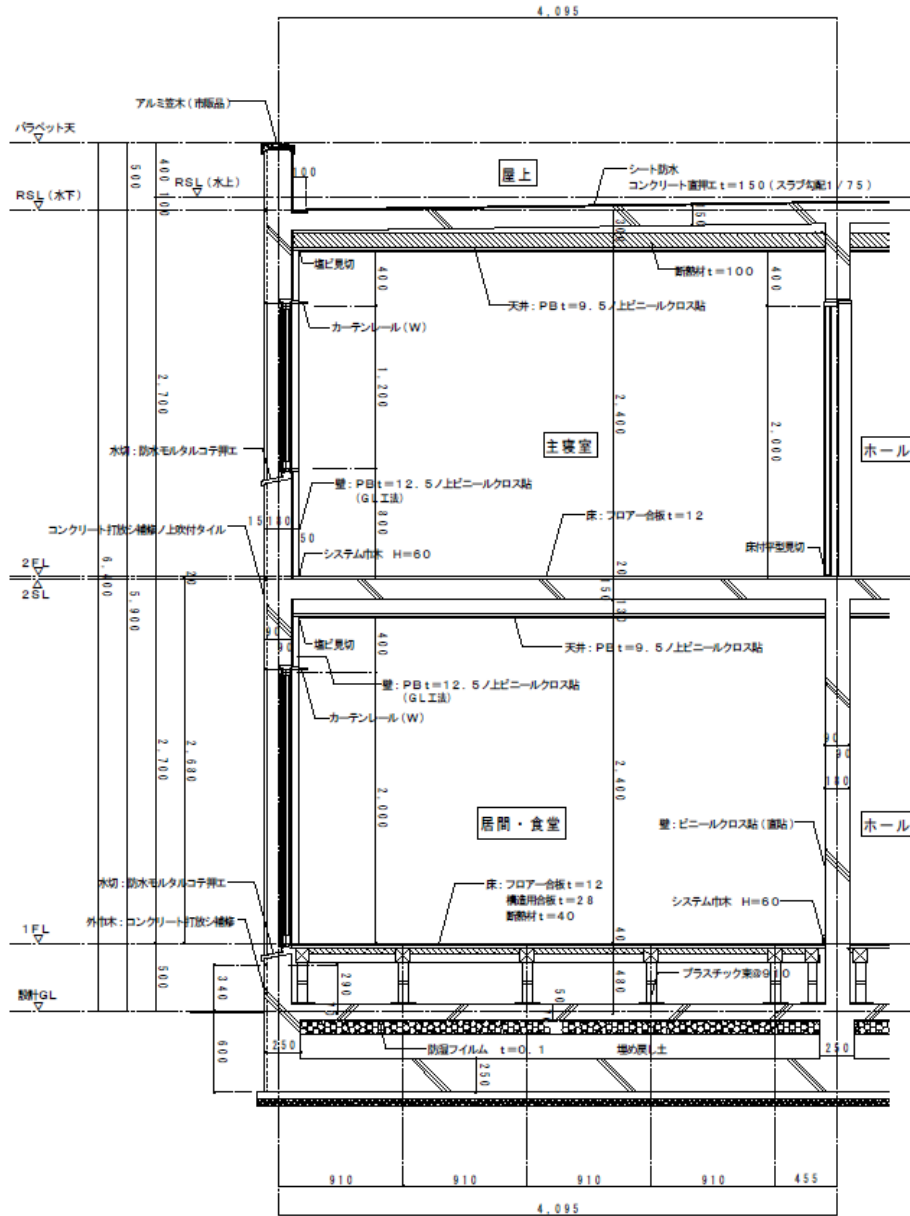
【鉄筋コンクリート造】



平面図(鉄筋コンクリート造)



立面図(鉄筋コンクリート造)



床下仕様	
大引	黒心材 105×105 (防蟻処理済材)
床束	プラスチック束φ910
床下断熱材	スタイロフォーム t=25 (タタミ下)
床下点検孔	500×290 t=40 (洋室)
防蟻・防蟻処理	

矩計図(鉄筋コンクリート造)

外部仕上表

仕上	仕上材	基礎	基礎	基礎	構造コンクリート	間仕切り(LGS)	窓	扉	その他	設備	その他
1F	シート防水ア1.5 コンクリートスラブ基礎 1/7.5 アルミ(内装)	基礎	基礎	基礎	構造コンクリート コンクリートブロック基礎	間仕切り(LGS)	窓	扉	その他	設備	その他
外装	外装	基礎	基礎	基礎	構造コンクリート コンクリートブロック基礎	間仕切り(LGS)	窓	扉	その他	設備	その他
内装	内装	基礎	基礎	基礎	構造コンクリート コンクリートブロック基礎	間仕切り(LGS)	窓	扉	その他	設備	その他
外装	外装	基礎	基礎	基礎	構造コンクリート コンクリートブロック基礎	間仕切り(LGS)	窓	扉	その他	設備	その他
内装	内装	基礎	基礎	基礎	構造コンクリート コンクリートブロック基礎	間仕切り(LGS)	窓	扉	その他	設備	その他
外装	外装	基礎	基礎	基礎	構造コンクリート コンクリートブロック基礎	間仕切り(LGS)	窓	扉	その他	設備	その他
内装	内装	基礎	基礎	基礎	構造コンクリート コンクリートブロック基礎	間仕切り(LGS)	窓	扉	その他	設備	その他
外装	外装	基礎	基礎	基礎	構造コンクリート コンクリートブロック基礎	間仕切り(LGS)	窓	扉	その他	設備	その他
内装	内装	基礎	基礎	基礎	構造コンクリート コンクリートブロック基礎	間仕切り(LGS)	窓	扉	その他	設備	その他
外装	外装	基礎	基礎	基礎	構造コンクリート コンクリートブロック基礎	間仕切り(LGS)	窓	扉	その他	設備	その他
内装	内装	基礎	基礎	基礎	構造コンクリート コンクリートブロック基礎	間仕切り(LGS)	窓	扉	その他	設備	その他
外装	外装	基礎	基礎	基礎	構造コンクリート コンクリートブロック基礎	間仕切り(LGS)	窓	扉	その他	設備	その他
内装	内装	基礎	基礎	基礎	構造コンクリート コンクリートブロック基礎	間仕切り(LGS)	窓	扉	その他	設備	その他
外装	外装	基礎	基礎	基礎	構造コンクリート コンクリートブロック基礎	間仕切り(LGS)	窓	扉	その他	設備	その他
内装	内装	基礎	基礎	基礎	構造コンクリート コンクリートブロック基礎	間仕切り(LGS)	窓	扉	その他	設備	その他

内部仕上表

階	部名	床	巾床	壁	天井	屋根	天井仕上	設備	その他
1F	玄関	樹脂タイル貼100x100 システム床	樹脂タイル貼100x100 システム床	PB A12.5下地 ニールクロス貼	PB A9.5下地 ニールクロス貼	壁仕上切	樹脂タイル貼	照明器具	
	ホール・廊下	フローア合板 A12貼 (構造用合板A=2.8下地)	システム床 H=60	PB A12.5下地 ニールクロス貼	PB A9.5下地 ニールクロス貼	壁仕上切	樹脂タイル貼	照明器具	
	居間・書斎	フローア合板 A12貼 (構造用合板A=2.8下地)	システム床 H=60	PB A12.5下地 ニールクロス貼	PB A9.5下地 ニールクロス貼	壁仕上切	樹脂タイル貼	照明器具	
	台所	フローア合板 A12貼 (構造用合板A=2.8下地)	システム床 H=60	PB A12.5下地 ニールクロス貼	PB A9.5下地 ニールクロス貼	壁仕上切	樹脂タイル貼	照明器具	
	浴室	スタイロタタミ敷 A755 (構造用合板A=2.8下地)	タタミ	PB A12.5下地 和紙ニールクロス貼	和紙ニールクロス貼	和紙ニールクロス貼	和紙ニールクロス貼	照明器具	
	和室	フローア合板 A12貼 (構造用合板A=2.8下地)	システム床 H=60	PB A12.5下地 ニールクロス貼	PB A9.5下地 ニールクロス貼	壁仕上切	樹脂タイル貼	照明器具	
	洗面所	フローア合板 A12貼 (構造用合板A=2.8下地)	システム床 H=60	PB A12.5下地 ニールクロス貼	PB A9.5下地 ニールクロス貼	壁仕上切	樹脂タイル貼	照明器具	
	便所	フローア合板 A12貼 (構造用合板A=2.8下地)	システム床 H=60	PB A12.5下地 ニールクロス貼	PB A9.5下地 ニールクロス貼	壁仕上切	樹脂タイル貼	照明器具	
	浴室	ユニット/タ(1016)							
2F	ホール	フローア合板 A12貼 (コンクリート置法)	システム床 H=60	PB A12.5下地 ニールクロス貼	PB A9.5下地 ニールクロス貼	壁仕上切	樹脂タイル貼	照明器具	
	主寝室	フローア合板 A12貼 (コンクリート置法)	システム床 H=60	PB A12.5下地 ニールクロス貼	PB A9.5下地 ニールクロス貼	壁仕上切	樹脂タイル貼	照明器具	
	洋室(1)	フローア合板 A12貼 (コンクリート置法)	システム床 H=60	PB A12.5下地 ニールクロス貼	PB A9.5下地 ニールクロス貼	壁仕上切	樹脂タイル貼	照明器具	
	洋室(2)	フローア合板 A12貼 (コンクリート置法)	システム床 H=60	PB A12.5下地 ニールクロス貼	PB A9.5下地 ニールクロス貼	壁仕上切	樹脂タイル貼	照明器具	
	子供室	フローア合板 A12貼 (コンクリート置法)	システム床 H=60	PB A12.5下地 ニールクロス貼	PB A9.5下地 ニールクロス貼	壁仕上切	樹脂タイル貼	照明器具	
	便所	フローア合板 A12貼 (コンクリート置法)	システム床 H=60	PB A12.5下地 ニールクロス貼	PB A9.5下地 ニールクロス貼	壁仕上切	樹脂タイル貼	照明器具	
	廊下	K&Bコーディネイトシリーズ							
	物入れ	コンパネ A9							

仕上げ表(鉄筋コンクリート造)

鳥取県地球温暖化対策条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第36号

鳥取県地球温暖化対策条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 総合的・計画的な地球温暖化対策の推進（第5条—第7条）
- 第3章 事業活動における温室効果ガスの排出の抑制等（第8条—第11条）
- 第4章 自動車等の使用に係る温室効果ガスの排出の抑制等（第12条—第16条）
- 第5章 電気機器等の使用等に係る温室効果ガスの排出の抑制等（第17条・第18条）
- 第6章 建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等（第19条—第21条）
- 第7章 雑則（第22条・第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、大気中の温室効果ガスの濃度を適切な水準に安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）の基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、市町村との連携及び協力を図りつつ、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずることにより、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに県民の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（県の責務）

第3条 県は、県内における事業活動及び生活行動（以下「事業活動等」という。）が地球温暖化に影響を及ぼしていることを踏まえ、事業者及び県民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う自主的な活動を促進するため、教育・学習活動の支援、広報啓発その他必要な措置を講ずるとともに、事業者及び県民に対し温室効果ガスの排出の抑制等に関する指導を行うなど、本県の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、自らの事務及び事業における温室効果ガスの排出の抑制等のため、率先して次条第2項各号に掲げる事項の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

（事業者及び県民の責務）

第4条 事業者及び県民は、事業活動等が地球温暖化に影響を及ぼしていることを認識し、その在り方を見直し、事業活動等における温室効果ガスの排出の抑制等のための取組（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための取組を含む。）を自主的に行うよう努めるとともに、県が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力するものとする。

2 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の抑制等のため、第3章から第6章までに定めるところによるほか、その事業活動等において、次に掲げる事項を実践するよう努めるものとする。

(1) 廃棄物の発生を抑制するとともに、その再使用、再生利用その他廃棄物を削減するために必要な対策を推進すること。

(2) 太陽光その他の再生が可能なエネルギー（以下「再生可能エネルギー」という。）を積極的に利用すること。

(3) 森林の適切な管理、保全及び整備（以下「森林保全」という。）並びに県産材（県内の森林で伐採された原木を県内で加工した木材をいう。）その他の森林資源の利用の推進を図ること。

(4) 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける際には、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項に規定する環境物品等を利用すること。

#### 第2章 総合的・計画的な地球温暖化対策の推進

（対策計画の策定等）

第5条 知事は、本県の自然的社会的条件に応じた法第20条第2項に規定する施策並びに県の事務及び事業に関する法第20条の3第1項に規定する措置に関する計画（以下「対策計画」という。）を策定するものとする。

2 対策計画は、次に掲げる事項並びに法第20条の3第2項各号及び第3項各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 県内における温室効果ガス総排出量及び温室効果ガスの吸収量に関する目標

(2) 前号の目標を達成するために実施する施策に関する事項

(3) その他本県における地球温暖化対策の推進に必要な事項

3 知事は、地球温暖化の防止に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえて必要があると認めるときは、対策計画を変更するものとする。

4 知事は、対策計画の策定及び規則で定める変更にあたっては、法第20条の3第4項及び第6項から第9項までに定めるところによるほか、あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、毎年1回、対策計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表するものとする。

（教育・学習活動の支援）

第6条 県は、事業者及び県民が地球温暖化対策の必要性等について理解を深めることができるよう、職場、学校、地域、家庭その他の様々な場における地球温暖化の防止に関する教育・学習活動に対し、指導、助言、人材のあっ旋、情報の提供その他必要な措置を講ず

るものとする。

(広報啓発)

第7条 県は、地球温暖化対策の必要性等について、事業者及び県民の理解を深めるため、各種の広報活動、啓発資料の作成及び配布その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 事業活動における温室効果ガスの排出の抑制等

(特定事業者の取組計画)

第8条 事業活動に伴い多量の温室効果ガスの排出をする者として規則で定めるもの（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等のための取組に関する計画（以下「取組計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 取組計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 当該事業活動に伴う温室効果ガス総排出量に関する目標
- (2) 前号の目標を達成するために行う取組に関する事項
- (3) その他当該事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関し規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定により取組計画が提出されたときは、速やかにその概要を公表するものとする。ただし、当該取組計画を提出した特定事業者（以下「計画事業者」という。）が公表を希望しない場合において、それが当該計画事業者の権利利益（法第21条の3第1項に規定する権利利益をいう。）が害されるおそれがあることその他正当な事由によるものであると認められるときは、この限りでない。

4 計画事業者は、取組計画について規則で定める変更をしたときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

5 計画事業者は、規則で定めるところにより、毎年、取組計画の達成状況を知事に報告しなければならない。

6 第3項の規定は、第4項の規定による届出又は前項の規定による報告があったときについて準用する。

(特定事業者以外の取組計画)

第9条 特定事業者以外の事業者は、取組計画を作成し、知事に提出することができる。

2 知事は、前項の規定により取組計画が提出されたときは、速やかにその概要を公表するものとする。ただし、当該取組計画を提出した事業者が公表を希望しないときは、この限りでない。

3 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定により取組計画を提出した事業者について準用する。この場合においては、前項の規定を準用する。

(寄与的取組)

第10条 他の者の温室効果ガスの排出の抑制等（再生可能エネルギーの利用、森林保全その他の規則で定める方法によるものに限る。）に寄与するための取組であって規則で定めるものを行う事業者は、取組計画の作成又はその達成状況の報告に当たり、当該寄与に係る温室効果ガスの排出削減量又は吸収量として規則で定めるところにより算定した量も自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減量とみなすことができる。

(取組の指導等)

第11条 知事は、第8条第1項若しくは第9条第1項の規定による提出又は第8条第4項若しくは第5項（これらの規定を第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは報告を受けた場合において、当該提出又は届出若しくは報告をした事業者が行う自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等のための取組（前条に規定する取組を含む。）が十分でないとき認めるときは、当該事業者に対し、当該取組の見直しその他必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 知事は、特定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該特定事業者に対し、必要な措置を講じるよう勧告を行い、その旨を公表することができる。

- (1) 第8条第1項の規定に違反して、取組計画を提出しないとき。
- (2) 第8条第4項の規定に違反して、取組計画の変更の届出をしないとき。
- (3) 第8条第5項の規定に違反して、取組計画の達成状況の報告をしないとき。
- (4) 前項の規定による指導に従わないとき。

3 知事は、前項の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聴くものとする。この場合においては、その特定事業者に対し、鳥取県環境審議会において弁明する機会を付与する。

#### 第4章 自動車等の使用に係る温室効果ガスの排出の抑制等

##### (公共交通機関等の利用)

第12条 自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）を使用する者は、自動車等（公共交通機関として使用されるものを除く。次項において同じ。）の使用に代えて、公共交通機関、自転車その他の温室効果ガスの排出がより少ない交通手段を利用するよう努めるものとする。

2 自動車等を使用して通勤又は業務を行う従業員を雇用する事業者は、当該従業員に通勤又は業務における自動車等の使用を控えさせるため必要な取組を行うよう努めるものとする。

##### (駐停車中のエンジン停止)

第13条 自動車等を運転する者は、その駐車（自動車等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること、又は自動車等が停止し、かつ、当該自動車等の運転をする者がその自動車等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。以下同じ。）又は停車（自動車等が停車することで駐車以外のものをいう。以下同じ。）中は、信号機（道路交通法（昭和35年法律105号）第2条第1項第14号に規定する信号機をいう。）の表示する信号に従う場合、渋滞による場合その他規則で定める場合を除き、当該自動車等のエンジンを停止するものとする。

2 事業活動に自動車等を使用する事業者は、当該自動車等を運転する者に前項の規定を遵守させるため必要な取組を行うよう努めるものとする。

3 自動車等を駐車するための施設又は保管するための施設を設置し、又は管理する者は、当該施設を利用する者に対し、駐車中はそのエンジンを停止しなければならないことを看板の掲出その他の方法により周知するものとする。

##### (推進事業者等の認証)



第14条 知事は、事業活動に使用されている自動車等の駐車又は停車中におけるエンジンの停止について、規則で定めるところにより、その推進に積極的に取り組むと認められる事業者を、その者からの申請に基づき、駐停車時エンジン停止推進事業者として認証するものとする。この場合においては、当該事業者の氏名（事業者が団体である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び当該取組を推進する事業所の所在地を公表する。

2 知事は、事業活動に使用されていない自動車等（事業活動に使用される自動車等が、事業活動以外に使用されている場合における当該自動車等を含む。）の駐車又は停車中におけるエンジンの停止について、規則で定めるところにより、その推進に積極的に取り組むと認められる者を、その者からの申請に基づき、駐停車時エンジン停止推進者として認証するものとする。

（適正な整備等）

第15条 自動車等を使用する者は、当該自動車等を適正に整備し、及び適切に運転して、温室効果ガスの排出を最少限にとどめるよう努めるものとする。

2 自動車等を使用する者は、温室効果ガスの排出量がより少ない自動車等の使用に努めるものとする。

（自動車販売時の説明）

第16条 自動車（過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けていないものに限る。以下同じ。）の販売業を県内の店舗において営む者は、自動車を購入しようとする者に対し、当該自動車の温室効果ガスの排出量その他規則で定める事項を説明するものとする。

第5章 電気機器等の使用等に係る温室効果ガスの排出の抑制等

（省エネルギー型機器の使用）

第17条 電気、ガスその他のエネルギー（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）を消費する機械器具等（以下「電気機器等」という。）を使用する者は、エネルギーの消費量との対比における性能（以下「省エネルギー性能」という。）がより高いものを使用するよう努めるものとする。

（省エネルギー性能の説明）

第18条 電気機器等（県内において多数が使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するものとして規則で定めるものに限る。）の販売業を県内の店舗において営む者は、当該店舗に陳列した当該電気機器等の見やすい位置に、その省エネルギー性能に関する表示（規則で定めるものに限る。）を行い、当該電気機器等を購入しようとする者に対し、その省エネルギー性能について説明するものとする。

第6章 建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等

（特定建築主の環境配慮計画）

第19条 建築物の新築、増築、改築その他の行為（規則で定める規模又は内容のものに限る。以下「新築等」という。）をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、規則で定めるところにより、当該建築物における温室効果ガスの排出の抑制等に関する計画（以下「環境配慮計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

## CASBEE とっとり [戸建]

### 参考資料

- 2 環境配慮計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - (1) 当該建築物の名称及び所在地
    - (2) 当該建築物の用途及び概要
    - (3) 当該建築物における温室効果ガスの排出の抑制等のため、当該建築物について行う措置
    - (4) その他当該建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等のため把握しておく必要があるものとして規則で定める事項
  - 3 知事は、第1項の規定により環境配慮計画が提出されたときは、速やかにその概要を公表するものとする。
  - 4 第1項の規定により環境配慮計画を提出した特定建築主は、当該建築物の新築等が完了するまでの間に、環境配慮計画について規則で定める変更をするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出るとともに、当該新築等が完了したときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。
  - 5 第3項の規定は、前項の規定による届出又は報告があったときについて準用する。  
(特定建築主以外の環境配慮計画)
- 第20条 特定建築主以外の建築主は、環境配慮計画を作成し、知事に提出することができる。
- 2 知事は、前項の規定により環境配慮計画が提出されたときは、速やかにその概要を公表するものとする。ただし、当該環境配慮計画を提出した建築主が公表を希望しないときは、この限りでない。
  - 3 前条第4項の規定は、第1項の規定により環境配慮計画を提出した建築主について準用する。この場合においては、前項の規定を準用する。  
(環境配慮の指導等)
- 第21条 知事は、第19条第1項若しくは前条第1項の規定による提出又は第19条第4項（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは報告を受けた場合において、当該提出又は届出若しくは報告に係る建築物について行われる温室効果ガスの排出の抑制等のための措置が十分でないとき認めるときは、その建築主に対し、当該措置の見直しその他必要な措置を講じるよう指導するものとする。
- 2 知事は、特定建築主が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定建築主に対し、必要な措置を講ずるよう勧告を行い、その旨を公表することができる。
    - (1) 第19条第1項の規定に違反して、環境配慮計画を提出しないとき。
    - (2) 第19条第4項の規定に違反して、環境配慮計画の変更の届出又は新築等の完了の報告をしないとき。
    - (3) 前項の規定による指導に従わないとき。
  - 3 第11条第3項の規定は、前項の規定による勧告を行おうとするときについて準用する。この場合において、第11条第3項中「特定事業者」とあるのは「特定建築主」と読み替えるものとする。

### 第7章 雑則

(報告又は資料の提出等)

第22条 知事は、第3章の規定の施行に必要な限度において、事業活動に伴い温室効果ガス

を排出する者に対し、その事業活動の状況に関し報告させ、又は資料の提出を求めることができる。

- 2 知事は、第6章の規定の施行に必要な限度において、建築主に対し、その建築物の設計、施工若しくは維持保全に係る事項に関し報告させ、又は資料の提出を求めることができる。  
(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、第3章、第6章、第22条及び附則第3項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

##### (エンジン停止条例の廃止)

- 2 鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例(平成16年鳥取県条例第46号。以下「エンジン停止条例」という。)は、廃止する。

##### (適用)

- 3 第19条の規定は、平成22年4月1日以後にエネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項の規定による届出が提出される新築等について適用する。

##### (エンジン停止条例の廃止に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の際現にエンジン停止条例第8条第1項の規定による認証を受けている事業者は、当該認証に係る事業所について、第14条第1項の規定による認証を受けているものとみなす。

- 5 この条例の施行の際現にエンジン停止条例第8条第2項の規定による認証を受けている者は、第14条第2項の規定による認証を受けているものとみなす。

##### (検討)

- 6 知事は、この条例の目的を達成するため、地球温暖化の防止に係る技術水準の向上、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則をここに公布する。

平成 21 年 10 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 79 号

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鳥取県地球温暖化対策条例（平成 21 年鳥取県条例第 36 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）で使用する用語の例による。

(対策計画の変更)

第 3 条 条例第 5 条第 4 項の規則で定める変更は、同条第 2 項第 1 号に掲げる県内における温室効果ガス総排出量及び温室効果ガスの吸収量に関する目標に係るものとする。

(特定事業者)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の規則で定める特定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

(1) 県内に設置しているすべての工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）における燃料（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。）第 2 条第 2 項に規定する燃料をいう。）並びに他人から供給された熱（省エネ法第 2 条第 1 項に規定する熱をいう。）及び他人から供給された電気（省エネ法第 2 条第 1 項に規定する電気をいう。）の使用量をそれぞれエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）第 4 条の規定により原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）が前年度において 1,500 キロリットル以上である事業者

(2) 省エネ法第 19 条第 1 項に規定する連鎖化事業を行う者のうち、当該者が県内に設置しているすべての工場等及び当該連鎖化事業に加盟する者が県内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等における原油換算エネルギー使用量が前年度において 1,500 キロリットル以上である事業者

(3) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車運送事業を営む者であつて、使用の本拠の位置を県内に登録している自動車の前年度の末日における総数が、次に掲げる要件のいずれかに該当する事業者

ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）の数が 200 台以上であること。

イ 道路運送法第 3 条第 1 号に規定する一般旅客自動車運送事業（同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車の数が 200 台以上であること。

ウ 道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の数が 350 台以上であること。

(取組計画)

第 5 条 条例第 8 条第 1 項の規定による取組計画の作成は、取組計画を提出する日の属する年度の初日から当該年度の翌々年度の末日まで（以下「計画期間」という。）を対象とし、事業者取組計画書（様式第 1 号）に温室効果ガス排出量内訳書（様式第 2 号）を添付して行うものとする。

2 条例第 8 条第 1 項の規定による取組計画の提出は、計画期間の初年度の 7 月末日までに行うものとする。

る。

第6条 条例第8条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第10条の取組
- (2) 地球温暖化対策に資する社会貢献活動  
(取組計画の変更)

第7条 条例第8条第4項(条例第9条第3項で準用する場合を含む。次項において同じ。)の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 工場等の新たな設置及び廃止に係る変更
- (2) 条例第8条第2項第1号に規定する当該事業活動に伴う温室効果ガス総排出量に関する目標に係る変更(前号の規定に該当するものを除く。)

2 条例第8条第4項の規定による変更の届出は、変更後速やかに当該変更の内容を反映させて内容を修正した第5条第1項に規定する書類を提出して行うものとする。

(達成状況の報告)

第8条 条例第8条第5項(条例第9条第3項で準用する場合を含む。)の規定による報告は、事業者達成状況報告書(様式第3号)により、計画期間内の各年度について、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。

(寄与的取組)

第9条 条例第10条の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 再生可能エネルギーの利用
- (2) 森林保全
- (3) 電気、ガスその他のエネルギーの使用の合理化

2 条例第10条の規則で定める取組は、次の表の左欄に掲げる取組とし、同条の規定により自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減量とみなすことができる量は、同表の左欄に掲げる取組に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる算定方法により算定した量とする。

<p>(1) 再生可能エネルギーの利用による電力又は熱の供給</p>	<p>ア 再生可能エネルギーの利用により供給された電力については、当該電気の量(キロワット時で表した量をいう。)に、当該電気の1キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号。以下この表において「省令」という。)第2条第4項に定める係数を乗じて算定した量</p> <p>イ 再生可能エネルギーの利用により供給された熱については、当該熱の量(ギガジュールで表した量をいう。)に、当該熱の1ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として省令第2条第6項に定める係数を乗じて算定した量</p>
<p>(2) 再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素の排出削減の量又はこれに換算することができる価値の量を表すもの(知事が別に定める認証制度</p>	<p>認証された二酸化炭素の排出削減の量又は認証された価値の量を知事が別に定める方法により二酸化炭素排出削減量に換算した量</p>

による認証を受けたものに限る。)の購入	
(3) 森林保全による二酸化炭素吸収量を表すもの (知事が別に定める認証制度による認証を受けたものに限る。)の購入	認証された二酸化炭素吸収量
(4) 電気、ガスその他のエネルギーの使用の合理化による二酸化炭素の排出削減の量又はこれに換算することができる価値の量を表すもの(知事が別に定める認証制度による認証を受けたものに限る。)の購入	認証された二酸化炭素の排出削減の量又は認証された価値の量を知事が別に定める方法により二酸化炭素排出削減量に換算した量

(駐停車中のエンジン停止の適用除外)

第10条 条例第13条第1項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)その他法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、自動車等を一時停止する場合
- (2) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条に規定する自動車として使用する場合
- (3) 警察法(昭和29年法律第162号)第2条第1項に規定する警察の責務遂行のために自動車等を使用する場合
- (4) 災害救助、医療活動その他県民の生命又は身体を保護するために自動車等を使用する場合
- (5) 駐停車時エンジン停止(自動車等が駐車し、又は停車している間に当該自動車等のエンジンを停止することをいう。以下同じ。)を実施することにより、自動車等の客室内の温度が著しく高温又は低温になり、乗員、乗客又は同乗者の健康又は安全に危害を及ぼすおそれがある場合
- (6) 乗合自動車停車所、停車帯又はこれらに類する施設がない場所で、乗客又は同乗者が乗降するために自動車等を停車する場合
- (7) 土木工事として行われる作業、貨物の冷蔵その他走行以外の用途を有する自動車等において、駐車又は停車の間に当該自動車等のエンジンを当該用途の動力として使用する場合(自動車等の客室内の冷房又は暖房を行うために使用する場合を除く。)
- (8) 駐停車時エンジン停止を実施する時間が短時間(ディーゼルエンジンの場合にあつてはおおむね30秒以下、その他のエンジンの場合にあつてはおおむね10秒以下をいう。)となる場合
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、駐停車時エンジン停止を実施しないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

(駐停車時エンジン停止推進事業者)

第11条 条例第14条第1項の規定による駐停車時エンジン停止推進事業者(以下「推進事業者」という。)の認証は、次の各号のいずれかに該当する法人等の中から知事が行うものとする。

- (1) 県内において事業活動を行う法人
- (2) 県内において事業活動を行う個人
- (3) 県内において事業活動を行う団体(第1号に掲げる法人を除く。)

2 条例第14条第1項の規定による申請は、駐停車時エンジン停止推進事業者認証申請書(様式第4号)に知事が別に定める実施計画書を添付して行うものとする。

3 知事は、条例第14条第1項の規定により推進事業者の認証をしたときは、前項の申請書を提出した者に、認証証明書を交付するものとする。

4 推進事業者の認証を受けた者(以下この条において「認証事業者」という。)は、第2項の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、変更の内容を記載した書面に前項の認証証明書の写しを添付し、知事に提出するものとする。

5 認証事業者は、毎年度の取組状況について、翌年度の4月末日までに知事が別に定める実績報告書を知

事に提出するものとする。

- 6 知事は、前項の実績報告書が提出されないとき、又は取組状況が十分でないとき、又は認めるときは、認証事業者に必要な助言又は指導を行うものとする。
- 7 知事は、前項の指導に従わない認証事業者について、推進事業者の認証を取り消すことができる。
- 8 知事は、前項の取消しを行う場合は、理由を付して認証事業者にその旨を通知するものとする。
- 9 推進事業者の認証が取り消された者は、速やかに第3項の認証証明書を知事に返納しなければならない。
- 10 認証事業者は、自らその認証の取消しを希望するときは、その旨及びその理由を記載した書面に第3項の認証証明書を添付して、知事に届け出るものとする。

(駐停車時エンジン停止推進者)

第12条 条例第14条第2項の規定による駐停車時エンジン停止推進者（以下この条において「推進者」という。）の認証は、次のいずれかに該当する個人等の中から知事が行うものとする。

- (1) 県内において自動車等の運転を行う個人
- (2) 県内において自動車等の運転を行う個人により構成される団体（前条第1項第1号の法人を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号の個人又は第3号の団体で推進事業者の認証を受けたものは、推進者の認証を受けることができない。

3 条例第14条第2項の規定による申請は、駐停車時エンジン停止推進者認証申請書（様式第5号）により行うものとする。

4 知事は、条例第14条第2項の規定により推進者の認証をしたときは、前項の申請書を提出した者に認証証明書を交付するものとする。

5 推進者の認証を受けた者は、自らその認証の取消しを希望するときは、その旨及びその理由を記載した書面に前項の認証証明書を添付して知事に届け出るものとする。

(自動車販売時の説明)

第13条 条例第16条の規則で定める事項は、燃料の種別及び省エネ法第80条第1号に規定するエネルギー消費効率とする。

(電気機器等)

第14条 条例第18条の規則で定める電気機器等は、次に掲げるものとする。

- (1) エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。）第21条第2号に規定するエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のものをいう。）
- (2) テレビジョン受信機（省エネ法施行令第21条第4号に規定するテレビジョン受信機をいう。）
- (3) 電気冷蔵庫（省エネ法施行令第21条第10号に規定する電気冷蔵庫をいう。）
- (4) 電気便座（省エネ法施行令第21条第16号に規定する電気便座をいう。）
- (5) ジャー炊飯器（省エネ法施行令第21条第19号に規定するジャー炊飯器をいう。）
- (6) 照明器具（照明用途の発光ダイオードを主光源とする照明器具をいう。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めるもの

(省エネルギー性能情報に関する表示)

第15条 条例第18条の規則で定める省エネルギー性能に関する表示は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 前条第1号から第5号までに掲げる電気機器等については、省エネ法第86条の規定を実施するために経済産業省が別に定めた表示方法
- (2) 前条第6条に掲げる照明器具については、知事が別に定める方法により算定した年間消費電力量又

## CASBEE とっとり[戸建]

### 参考資料

は1年間使用した場合の目安となる電気料金（以下この号において「年間消費電力量等」という。）を照明用途の発光ダイオード以外の光源を主光源とする照明器具の年間消費電力量等と対比したもの

(3) 前条第7号に掲げる電気機器等については、知事が別に定めるもの

(建築物の規模)

第16条 条例第19条第1項の規則で定める規模は、床面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が2,000平方メートル以上とする。

(環境配慮計画書等)

第17条 条例第19条第1項の規定による環境配慮計画の作成は、建築物環境配慮計画書（様式第6号）により行うものとする。

2 建築物環境配慮計画の提出は、当該建築物の新築等に係る工事着手予定日の21日前までに行うものとする。

3 条例第19条第2項第4号の規則で定める事項は、知事が別に定める鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる当該建築物の環境への配慮に係る性能に関する評価結果とする。

4 条例第19条第4項（条例第20条第3項で準用する場合を含む。次項及び第6項において同じ。）の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

(1) 建築物の床面積が増加するもの

(2) 前項に定める評価結果が、変更前と同等以上とならないもの

5 条例第19条第4項の規定による変更の届出は、建築物環境配慮計画変更届出書（様式第7号）により、当該変更に係る工事に着手しようとする前に行うものとする。

6 条例第19条第4項の規定による完了の報告は、建築物工事完了報告書（様式第8号）により、当該工事の完了後速やかに行うものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第9条まで、第16条及び第17条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例施行規則の廃止)

2 鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例施行規則（平成17年鳥取県規則第6号）は、廃止する。

(経過措置)

3 第5条第2項の規定にかかわらず、平成22年度を初年度とする計画期間の取組計画の提出は、平成22年7月末日までに行うものとする。

様式第1号（第5条、第7条関係）

事業者取組計画書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



CASBEE とっとり [戸建]  
参考資料

鳥取県地球温暖化対策条例第8条第1項（第8条第4項、第9条第1項、第9条第3項）の規定により次のとおり提出します。

住所（主たる事業所の所在地）					
氏名（名称及び代表者の氏名）					
主たる業種					
該当する事業者要件	<input type="checkbox"/> 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第1号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第2号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第3号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 特定事業者以外の事業者				
計画期間	年 月 ～ 年 月				
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （ ）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （ ）年度 （二酸化炭素換算）	増減率	
	排出量（1）	t	t	%	
	目標設定の考え方				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率
		<u>二酸化炭素換算</u>			%
		<u>二酸化炭素換算</u>			%
		<u>二酸化炭素換算</u>			%
		原単位の目標設定の考え方			
寄与的取組	取組区分	目標年度（計画）			
		実数値	二酸化炭素換算の削減量		
	再生可能エネルギーの利用による電力又は熱の供給	(売電量)	kWh	t	
		(熱供給量)	GJ	t	
	再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素の排出削減の量等を表すものの購入	(購入量)		t	
	森林保全による二酸化炭素吸収量を表すものの購入	—	—	t	
	電気、ガスその他のエネルギーの使用の合理化による二酸化炭素の排出削減の量等を表すものの購入	(購入量)		t	
削減量等合計（2）				t	

CASBEE とっとり[戸建]  
参考資料

差引排出量 (1) - (2)	基準年度（実績）		目標年度（計画）	増減率（計画）
	t		t	%
推進体制				
年度ごとの具体的な 取組及び措置計画	年度	設備、対象、工程等	内容	
地球温暖化対策に資 する社会貢献活動				
特記事項				

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

- 2 本計画書における温室効果ガス排出量は地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の 2 第 3 項に規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法と同様の方法により算定した量をいいます。
- 3 本計画書は鳥取県内における事業活動について記載してください。
- 4 「主たる業種」には、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類のうち中分類を記入してください。
- 5 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
- 6 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
- 7 「特記事項」には、平成 2 年度（1990 年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達を採用などを記入してください。

様式第2号 (第5条、第7条関係)

温室効果ガス排出量内訳書

事業者名						
工場等の主たる用途	<input type="checkbox"/> 工場	<input type="checkbox"/> 事務所	<input type="checkbox"/> 商業施設	<input type="checkbox"/> 医療施設	<input type="checkbox"/> 宿泊施設	
	<input type="checkbox"/> 教育施設	<input type="checkbox"/> 文化施設	<input type="checkbox"/> 運輸	<input type="checkbox"/> 通信施設	<input type="checkbox"/> 上下水道	
	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理	<input type="checkbox"/> その他 ( )				
提出書類の区分		年度				
<input type="checkbox"/> 事業者取組計画書		<input type="checkbox"/> 基準年度 (実績)		( 年度)		
<input type="checkbox"/> 事業者達成状況報告書		<input type="checkbox"/> 目標年度 (計画)		( 年度)		
		<input type="checkbox"/> 報告年度 (実績)		( 年度)		
温室効果ガス排出量						
燃料	エネルギー種別		単位	実数値	原油換算数量 (キロリットル)	二酸化炭素換算数 量 (トン)
	揮発油(ガソリン)		キロリットル			
	灯油		キロリットル			
	軽油		キロリットル			
	A重油		キロリットル			
	液化石油ガス (LPG)		( )			
	液化天然ガス (LNG)		( )			
	都市ガス (CNGを含む。)		千立方メートル			
	産業用蒸気		ギガジュール			
	産業用蒸気以外の蒸気、温水、冷水		ギガジュール			
	上記以外のエネルギー	( )	( )			
		( )	( )			
		( )	( )			
	小計		—			
蒸気、温水、冷水の供給元						
電気	一般電気事業者	昼間買電	千キロワット時			
		夜間買電	千キロワット時			
	その他	上記以外の買電	( )			
		自家発電	( )			
	小計		—	—		
合計		—	—			
車両	年度末使用車両数	台	トラック	バス	タクシー	

- 注1 該当する口には、レ印を記入してください。
- 2 本内訳書における原油換算数量は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第4条に規定する原油の数量への換算の方法により算定した量をいいます。
  - 3 本内訳書における二酸化炭素換算数量は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2第3項に規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法と同様の方法により算定した量をいいます。
  - 4 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
  - 5 燃料、蒸気、温水、冷水、電気等を販売している場合は、それに該当する数量を差し引いた実数値を記入してください。
  - 6 産業用蒸気とは、熱供給事業者以外から供給を受ける蒸気をいいます。
  - 7 一般電気事業者からの買電で、昼夜別契約をしていない場合は、全量昼間買電として計算してください。
  - 8 自家発電分は、実数値のみを記入してください。
  - 9 複数の工場等がある場合には、工場ごとに作成した本内訳書又は工場等ごとの燃料、電気及び車両の実数値を記載した書面を添付してください。

CASBEE とっとり [戸建]  
参考資料

様式第3号 (第8条関係)

事業者達成状況報告書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第8条第5項 (第9条第3項) の規定により次のとおり提出します。

住所 (主たる事業所の所在地)							
氏名 (名称及び代表者の氏名)							
主たる業種							
該当する事業者要件	<input type="checkbox"/> 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第1号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第2号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第3号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 特定事業者以外の事業者						
計画期間	年 月 ~ 年 月						
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度 (実績) ( ) 年度 (二酸化炭素換算)	基準年度 (計画) ( ) 年度 (二酸化炭素換算)	増減率	報告年度 (実績) ( ) 年度 (二酸化炭素換算)	増減率	
	排出量 (1)	t	t	%	t	%	
	実績に対する自己評価						
原単位当たりの温室効果ガスの排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度 (実績)	目標年度 (計画)	増減率	報告年度 (実績)	増減率
		二酸化炭素換算			%		%
		二酸化炭素換算			%		%
		二酸化炭素換算			%		%
		実績に対する自己評価					
寄与的取組	取組区分	目標年度 (計画)			報告年度 (実績)		
		実数値	二酸化炭素換算の削減量		実数値	二酸化炭素換算の削減量	
	再生可能エネルギーの利用による電力又は熱の供給	(売電量)	kWh	t	(売電量)	kWh	t
		(熱供給量)	GJ	t	(熱供給量)	GJ	t
再生可能エネルギーの利用							

CASBEE とっとり[戸建]  
参考資料

	による二酸化炭素の排出削減の量等を表すものの購入						
	森林保全による二酸化炭素吸収量を表すものの購入	—	—	t	—	—	t
	電気、ガスその他のエネルギーの使用の合理化による二酸化炭素の排出削減の量等を表すものの購入	(購入量)		t	(購入量)		t
	削減量等合計(2)	/		t	/		t
差引排出量 (1) - (2)	基準年度 (実績)	目標年度 (計画)	増減率 (計画)		報告年度 (実績)	増減率 (実績)	
	t	t	%		t	%	
推進体制							
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	内容				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項							

注1 該当する口には、レ印を記入してください。

- 2 本計画書における温室効果ガス排出量は地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の 2 第 3 項に規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法と同様の方法により算定した量をいいます。
- 3 本報告書は鳥取県内における事業活動について記載してください。
- 4 「主たる業種」には、統計法第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類のうち中分類を記入してください。
- 5 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
- 6 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
- 7 「特記事項」には、平成 2 年度（1990 年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用などを記入してください。

様式第4号 (第11条関係)

駐停車時エンジン停止推進事業者認証申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

駐停車時エンジン停止推進事業者の認証を受けたいので、鳥取県地球温暖化対策条例第14条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業者名等

認証を受ける事業者名	
所在地	
事業活動又はサービスの内容	

2 推進宣言

地球温暖化の防止に資するため、駐停車時において自動車のエンジンを停止する「アイドリングストップ運動」を推進します。また、継続的な改善を図り、この取組をより効果的なものとしていきます。

注 別に定める実施計画書を併せて提出すること。

様式第5号 (第12条関係)

駐停車時エンジン停止推進者認証申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

印

電話番号

私は、鳥取県地球温暖化対策条例第13条及び第14条の規定を遵守し、駐停車時エンジン停止を実行することをここに宣言します。

CASBEE とっとり[戸建]  
参考資料

については、駐停車時エンジン停止推進者の認証を受けたいので、鳥取県地球温暖化対策条例第 14 条第 2 項の規定により申請します。

様式第 6 号 (第 17 条関係)

建築物環境配慮計画書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 (建築主) 住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第 19 条第 1 項 (第 20 条第 1 項) の規定により次のとおり提出します。

1 建築主	氏名 住所
2 設計者	資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号 氏名 ( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号 事務所の所在地
3 建築物環境配慮計画書作成者	氏名
4 連絡先担当者	氏名 住所
5 建築物の名称及び所在地	(1) 名称 (2) 所在地
6 建築物の概要	(1) 工事種別 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 (2) 床面積 届出部分 ( ) m <sup>2</sup> (3) 用途区分 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> その他 (4) 構造 (5) 高さ及び階数 ( ) m 地上 ( ) 階、地下 ( ) 階 (6) 工事着手予定年月日 年 月 日 (7) 工事完了予定年月日 年 月 日
7 建築物における温室効果ガスの排出の抑制等のため建築物について行う措置	
8 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果	



9 備考

注1 届出は建築物ごとに行ってください。

2 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

3 6の欄の(1)の工事種別及び(3)の用途区分は、該当する□にレ印を記入してください。

4 6の欄の(2)の床面積は、届出面積を記入してください。

5 7の欄は、当該建築物において、温室効果ガスの排出の抑制等を図るために、特に取り組んだ措置を記入してください。

6 本計画書には、次の図書及び書類を添付してください。

種類	明示すべき事項
(1) 配置図	縮尺、方位、隣地境界線、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上げ
(2) 付近見取図	方位、道路、目標となる地物
(3) 各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、有効採光面積、自然換気面積
(4) 立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ
(5) 断面図	縮尺、階高、各階の天井の高さ及び建築物の高さ、壁の断面詳細図
(6) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項に基づく届出書に添付された省エネルギー計画書の写し	
(7) 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果に係る書類一式	建築物の名称及び建設地、評価の作成者及び確認者、建築物の用途、敷地面積、建築面積、延床面積、階数、構造、建築物の竣工年月(予定)、環境効率、環境品質における評価結果及び環境負荷の低減における評価結果、重点項目への取組における評価結果

様式第7号（第17条関係）

建築物環境配慮計画変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者（建築主） 住所  
氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第4項（第20条第3項）の規定により次のとおり届け出ます。

1 建築主	氏名 住所
2 設計者	資格 （ ）建築士（ ）登録第 号 氏名 （ ）建築士事務所（ ）登録第 号 事務所の所在地
3 建築物環境配慮計画書作成者	氏名
4 連絡先担当者	氏名 住所
5 建築物の名称及び所在地	(1) 名称 (2) 所在地
6 建築物の概要	(1) 床面積 届出部分（ ）㎡ (2) 高さ及び階数 （ ）m 地上（ ）階、地下（ ）階 (3) 工事着手年月日 年 月 日 (4) 工事完了予定年月日 年 月 日
7 建築物における温室効果ガスの排出の抑制等のため建築物について行う措置	
8 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果	
9 建築物環境配慮計画書受付番号	第 号
10 変更概要	
11 備考	

- 注1 届出は建築物ごとに行ってください。
- 2 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- 3 1～6欄について、変更があった事項についてのみ記入してください。
- 4 6の欄の(1)の床面積は、変更後の面積を記入してください。
- 5 6の欄の(2)の高さ及び階数は、変更後の高さ又は階数を記入してください。
- 6 7の欄は、当該建築物において、温室効果ガスの排出の抑制等を図るために、特に取り組んだ措置を記入してください。
- 7 本届出書には、次の図書及び書類を添付してください。

種類	明示すべき事項
(1) 配置図	縮尺、方位、隣地境界線、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上げ
(2) 付近見取図	方位、道路、目標となる地物
(3) 各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、有効採光面積、自然換気面積
(4) 立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ
(5) 断面図	縮尺、階高、各階の天井の高さ及び建築物の高さ、壁の断面詳細図
(6) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項に基づく届出書に添付された省エネルギー計画書の写し	
(7) 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果に係る書類一式	建築物の名称及び建設地、評価の作成者及び確認者、建築物の用途、敷地面積、建築面積、延床面積、階数、構造、建築物の竣工年月（予定）、環境効率、環境品質における評価結果及び環境負荷の低減における評価結果、重点項目への取組における評価結果

様式第8号 (第17条関係)

建築物工事完了報告書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 (建築主) 住所  
氏名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第4項 (第20条第3項) の規定により次のとおり届け出ます。

1 建築主	氏名 住所
2 設計者	資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号 氏名 ( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号 事務所の所在地
3 建築物環境配慮計画書作成者	氏名
4 連絡先担当者	氏名 住所
5 建築物の名称及び所在地	(1) 名称 (2) 所在地
6 建築物環境配慮計画書受付番号	第 号
7 建築物環境配慮計画変更届出書受付番号	第 号
8 工事完了年月日	年 月 日
9 建築物における温室効果ガスの排出の抑制等のため建築物について行う措置	
10 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果	
11 建築物環境配慮計画又は変更届出書に係る変更事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 変更概要
12 備考	

CASBEE とっとり [戸建]  
参考資料

- 注1 届出は建築物ごとに行ってください。
- 2 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- 3 9の欄は、当該建築物において、温室効果ガスの排出の抑制等を図るために、特に取り組んだ措置を記入してください。
- 4 11の欄は、完了報告書提出時に、該当する□にレ印を記入し、変更概要を記入してください。
- 5 本報告書には、次の図書及び書類を添付してください。

種類	明示すべき事項
(1) 配置図	縮尺、方位、隣地境界線、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上げ
(2) 付近見取図	方位、道路、目標となる地物
(3) 各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、有効採光面積、自然換気面積
(4) 立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ
(5) 断面図	縮尺、階高、各階の天井の高さ及び建築物の高さ、壁の断面詳細図
(6) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項に基づく届出書に添付された省エネルギー計画書の写し	
(7) 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果に係る書類一式	建築物の名称及び建設地、評価の作成者及び確認者、建築物の用途、敷地面積、建築面積、延床面積、階数、構造、建築物の竣工年月（予定）、環境効率、環境品質における評価結果及び環境負荷の低減における評価結果、重点項目への取組における評価結果
(8) 県産材産地証明書	

平成 22 年 4 月 23 日第 201000008567 号  
鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課長通知

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第 17 条第 3 項に規定する知事が別に定める鳥取県建築物環境総合性能評価システムについて

## 1 趣旨

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（平成 21 年鳥取県規則第 79 号。以下「規則」という。）第 17 条第 3 項に規定する鳥取県建築物環境総合性能評価システムについて必要な事項を定める。

## 2 規則第 17 条第 3 項関係

規則第 17 条第 3 項に規定する鳥取県建築物環境総合性能評価システムは、次のとおりとする。

(1) 建築物（戸建住宅を除く。）に係る評価を行うシステム（以下「CASBEE とっとり」という。）は、財団法人建築環境・省エネルギー機構（昭和 55 年 3 月 29 日に財団法人住宅・建築省エネルギー機構という名称で設立された法人をいう。）に設けられた建築物の総合的環境評価研究委員会において開発された建築環境総合性能評価システム（以下「CASBEE」という。）のうち「CASBEE－新築（簡易版）」に、次に掲げる重点項目の評価を加えたものとする。

- 一 県産材利用の推進
- 二 鳥取県認定グリーン商品利用の推進
- 三 自然エネルギーの変換利用の推進
- 四 敷地内緑化の推進

(2) 前項に定める重点項目は、次の各号に定める方法により評価を行うものとする。

- 一 別表 1（ア）欄に掲げる重点項目の評価は、次号の総合評価点を第三号の最高評価点で除した値とする。
- 二 総合評価点は、別表 1（イ）欄に掲げる評価項目の区分ごとに、それぞれ同表（ウ）欄に掲げる評価方法により算出された数値が該当する同表（エ）欄に掲げる評価基準の区分に応じた同表（オ）欄に掲げる評価点の合計とする。
- 三 最高評価点は、別表 1（イ）欄に掲げる評価項目（同表備考欄に掲げる評価を行わない場合に該当するものを除く。）の区分ごとに第二号の評価方法により与える（オ）欄に掲げる評価点のうち最も高い評価点の合計とする。

(3) 建築物（戸建住宅に限る。）に係る評価を行うシステム（以下「CASBEE とっとり（戸建）」という。）は、CASBEE のうち「CASBEE－すまい（戸建）」に、次に掲げる重点項目の評価を加えたものとする。

- 一 県産材・地域産品・伝統技術活用の推進
- 二 自然エネルギー利用の推進
- 三 維持管理体制の整備
- 四 敷地内緑化の推進
- 五 まちなみ・景観形成の推進

(4) 前項に定める重点項目の評価は、別表4 (ア) 欄に掲げる重点項目ごとに、それぞれ同表 (イ) 欄に掲げる評価方法により算出された数値が該当する同表 (ウ) 欄に掲げる評価基準の区分に応じた同表 (エ) 欄に掲げる評価点の合計とする。

別表1

(ア) 重点項目	(イ) 評価項目	(ウ) 評価方法	(エ) 評価基準	(オ) 評価点
県産材利用の推進	主要構造部	主要構造部の県産材使用率 (%) = 県産材使用量 (m <sup>3</sup> ) / 木材使用量 (m <sup>3</sup> )	50%以上	5
			1%から50%未満	3
			1%未満	0
	床材	床材の県産材使用率 (%) = 県産材使用面積 (m <sup>2</sup> ) / 木材使用可能面積 (m <sup>2</sup> )	50%以上	5
			1%から50%未満	3
			1%未満	0
	腰壁	腰壁の県産材使用率 (%) = 県産材使用腰壁面積 (m <sup>2</sup> ) / 木材使用可能腰壁面積 (m <sup>2</sup> )	50%以上	5
			1%から50%未満	3
			1%未満	0
	外装材	外装材の県産材使用率 (%) = 県産材使用外壁面積 (m <sup>2</sup> ) / 木材使用可能外壁面積 (m <sup>2</sup> )	50%以上	5
			1%から50%未満	3
			1%未満	0
総使用量	主要構造部・床材・腰壁・外装材における県産材の総使用量	30 m <sup>3</sup> 以上	5	
		15 m <sup>3</sup> から30 m <sup>3</sup> 未満	3	
		1 m <sup>3</sup> から15 m <sup>3</sup> 未満	1	
		1 m <sup>3</sup> 未満	0	
鳥取県認定グリーン商品利用の推進	鳥取県認定グリーン商品利用の推進	鳥取県認定グリーン商品認定要綱第3条第1項に規定する鳥取県認定グリーン商品 (平成15年環管第29号鳥取県生活環境部環境管理推進課長通知) のうち使用している品目の数	建築資材等の品目を3種類以上、かつ、道路資材等及び農業・緑化材等の品目 (以下「その他の品目」という。) と合わせて5種類以上	25
			建築資材等の品目を2種類以上、かつ、その他の品目と合わせて3種類以上	15
			建築資材等の品目を1種類以上、かつ、その他の品目と合わせて2種類以上	5
			上記のいずれにも該当しない	0
自然エネルギーの変換利用の推進	自然エネルギーの変換利用の推進	別表2に掲げる取組のうち採用している取組の数	2つ以上の取組を建物の過半に採用	25
			いずれかの取組を建物の過半に採用	15
			いずれかの取組を建物の部分的に採用	5
			採用していない。	0
敷地内緑化の推進	敷地内緑化の推進	別表3に掲げる取組のうち、採用している取組の区分に応じて与える評価ポイントの合計	評価ポイント13以上	25
			評価ポイント10から12	15
			評価ポイント7から9	10

CASBEE とっとり [戸建]

参考資料

		評価ポイント4から6	5
		評価ポイント0から3	0
備考			
次の各号に定めるものに該当する場合は、評価を行わないものとする。			
一 建築基準法（昭和25年法律第201号）第27条、第61条及び第62条により、主要構造部を木造とすることができないもの。			
二 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条により、腰壁に木材が使用できないもの。			
三 建築基準法第61条及び第62条により、外装材に木材が使用できないもの。			

別表2 自然エネルギーの変換利用の推進に係る取組

取組
電力設備に代わり、太陽光発電を利用したシステムが計画されている。
熱源設備において、温熱負荷低減に有効な太陽熱利用システムが計画されている。
熱源設備において、熱源効率の向上に有効な未利用熱システムが計画されている。
その他、自然を活用した有効なシステムが計画されている。

別表3 敷地内緑化の推進に係る取組

取組	評価ポイント
敷地とその周辺を含む生物環境に関する立地特性を把握している。	1
立地特性に基づいて生物環境の保全と創出に関わる計画方針を示している。	1
敷地内にある動植物、表土、水辺等の生物資源を保存している。	1
敷地内にあった動植物、表土、水辺等の生物資源を復元（再生）している。	1
外構面積の10%以上から20%未満を緑化し、なおかつ中高木を植栽している。	1
外構面積の20%以上から50%未満を緑化している。	2
外構面積の50%以上を緑化している。	3
建物緑化指数が0.05以上から0.2未満を示す建築物の緑化を行っている。	1
建物緑化指数が0.2以上を示す建築物の緑化を行っている。	2
敷地や建物の植栽条件に応じた適切な緑地づくりを行っている。	1
野生小動物の生息域の確保に配慮した緑地づくりを行っている。	1
地域の郷土種の保全に配慮した緑地づくりを行っている。	1
建物運用時における緑地等の維持管理に必要な設備を設置し、なおかつ管理方針を示している。	1
建物利用者や地域住民が生物とふれあい自然に親しめる環境や施設等を確保している。	1
上記の評価項目以外に生物環境の保全と創出に資する独自の取組を行っている。	1

別表4

(ア) 重点項目	(イ) 評価方法	(ウ) 評価基準	(エ) 評価点
県産材・地域産品・伝統技術活用の推進	別表5に掲げる取組のうち該当する取組の数	いずれか4つ以上	5
		いずれか3つ以上	4
		いずれか2つ以上	3
		いずれか1つ以上	1
		上記のいずれにも該当しない	0
自然エネルギーの利用の推進	日射熱の利用による暖房エネルギー	暖房エネルギーの削減率20%程度、かつ冷房エネルギーの削減率20%程度	5



CASBEE とっとり [戸建]  
参考資料

	ギーの削減率及び自然風の利用による冷房エネルギーの削減率	暖房エネルギーの削減率 20%程度、又は冷房エネルギーの削減率 20%程度	4
		暖房エネルギーの削減率 10%程度、又は冷房エネルギーの削減率 10%程度	3
		上記のいずれにも該当しない	0
維持管理体制の整備	別表 6 に掲げる取組のうち該当する取組の数	2つ以上	5
		1つ	4
		上記のいずれにも該当しない	0
敷地内緑化の推進	敷地内の外構面積に対する緑化面積の比率	50%以上	5
		40%以上 50%未満	4
		30%以上 40%未満	3
		20%以上 30%未満	2
		上記のいずれにも該当しない	0
まちなみ・景観形成の推進	別表 7 (ア) 欄及び (イ) 欄に掲げる取組のうち、取り組んでいる数	別表 7 (ア) 欄に掲げる取組を行った上に、(イ) 欄の 1 から 5 のうち、いずれか 1 つ行っている。または、(イ) 欄の 1 から 5 のうち、いずれか 3 つ以上行っている。	5
		別表 7 (ア) 欄に掲げる取組を行っている。または、(イ) 欄の 1 から 5 のうち、いずれか 2 つ行っている。	4
		別表 7 (イ) 欄の 1 から 5 のうち、いずれか 1 つ行っている。	3
		上記のいずれにも該当しない	0

別表 5 県産材・地域産品・伝統技術活用の推進に係る取組

取組
住宅の構造躯体に使用する木材に県産材を積極的に活用している。
住宅の内外装材、外構資材として使用する木材に県産材を積極的に活用している。
住宅の内外装材や外構資材に鳥取県認定グリーン商品、その他県内で生産された建築資材（木材を除く。）を使用している。
住宅の内外装に左官仕上げ（基礎回り以外で、仕上面積 20 m <sup>2</sup> 以上のもの）を採用している。
住宅の構造躯体に使用する木材を手刻み加工としている。

別表 6 維持管理体制の整備に係る取組

取組
定期点検及び維持・補修・交換が適正時期に提供できる仕組みがある。（長期維持保全計画の提供及び説明を含む。）
住まい手が適切な維持管理を継続するための、情報提供（マニュアルや定期情報誌など）や相談窓口などのサポートの仕組みがある。
住宅の基本情報（設計図書、施工記録、使用部材リスト等）及び建物の維持管理履歴が管理され、何か不具合が生じたときに追跡調査できる。

別表 7 まちなみ・景観形成の推進に係る取組

分類	取組
(ア)	以下の要素が近隣の住宅地景観から突出せず、連続あるいは調和させている。

CASBEE とっとり [戸建]

参考資料

近隣住宅・街区との調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅本体の配置（特に前面道路との関係）</li> <li>・住宅本体の高さ・屋根形状</li> <li>・住宅本体の外壁・屋根の色彩</li> <li>・接道部の塀・垣、緑</li> <li>・その他、カーポート、屋外設備、物置などの配置、色、形状</li> </ul>
(イ) まちなみ・地域 景観への積極 的な配慮	1 庭のつくり方や植栽の樹種、配置に、地域のまちなみに寄与するような配慮がされている。
	2 照明・ファニチュア・塀・垣などにより、道や通りを演出し、景観形成に寄与している。
	3 建築設備機器・ゴミ収集設備などをルーバーや植栽などで目立たない工夫をしている。
	4 建物意匠や外構計画により、場所に応じた演出をしている。
	5 地域の景観計画等に基づいた取組を行っている。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 23 日から施行する。